

内子町文化芸術 推進基本計画

キラリと光る文化芸術のまち内子

内子町

TEL0893-44-2118

〒791-3392

愛媛県喜多郡内子町内子 1515

URL

<https://www.town.uchiko.ehime.jp/>

町長あいさつ

内子町には、中心市街地に製蠟業で栄えた江戸後期から明治期の町並みを残す八日市護国地区重要伝統的建造物群保存地区や大正5年創建の芝居小屋・内子座などがあり、町並保存の取り組みを契機として、長年にわたり歴史と文化を大切にしてきました。

「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を内子町の目指す姿として総合的にまちづくりを進めています。

そのような環境の中で、これまで育まれてきたいろいろな文化芸術を、これから未来へ継承・発展させていくためには、新たな取り組みや各方面との連携が欠かせません。大正時代から大衆の文化ホールとして機能を果たし、現在では文化財的価値も有する芝居小屋・内子座をはじめ、いろいろな場面で、内子町を担う子どもたちが、ふるさと教育を学び理解を深めていくことは、町の文化芸術を未来に繋いでいくということでもあります。また、誰もが内子に居ながらにして心を揺さぶられる“本物”の文化芸術に触れることは、町民の文化芸術に対する理解を深め、感性を豊かにしていくということでもあります。文化芸術に触れることで、町民が心豊かに暮らせるまちであり続けるよう、文化芸術推進基本計画を策定しました。

計画では、町が町民や各種団体、事業者等と協働して取り組むいろいろな文化芸術に関する施策を推進していくために、基本的な方向性を明らかにし、内子町の文化芸術活動の拠り所となる考え方を示しています。町民一人ひとりが個性を大切に、心豊かに暮らせる「キラリと光る文化芸術のまち内子」であるよう、内子の歴史、文化財及び伝統文化等を活用して地域の魅力を発信するとともに、誰もが豊かな文化芸術活動に取り組むことができる環境の充実に努め、文化芸術の持つ創造性で、地域の活性化にも功を奏するような取り組みを促進したいと考えています。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力をいただきました内子町文化創造事業実行委員会委員の皆様をはじめ、町民ワークショップメンバーの皆様、ご協力いただいた全ての皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後も本計画に基づき、本町の特性を活かした文化芸術の振興・発展に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。



2020年3月

内子町長 稲本隆壽

目 次

1. 内子町文化芸術推進基本計画の目的

- (1) 文化芸術推進基本計画の趣旨（策定の目的） 5p
- (2) 対象とする文化芸術の範囲 5p
- (3) 計画の位置づけ 6p
- (4) 計画の期間 6p
- (5) 計画の策定体制 7p

2. 内子町の文化芸術の現状と課題

- (1) 文化芸術を取り巻く社会的背景 9p
- (2) 内子町の現況（環境・文化特性） 9p
- (3) 基礎調査としての町民アンケート結果 15p
- (4) 町民アンケートから見えた課題のまとめ 25p

3. 計画のビジョン

- (1) 内子町の文化芸術を考える町民ワークショップ 28p
- (2) 計画の基本理念「キラリと光る文化芸術のまち内子」 . 33p
- (3) 基本理念に基づく計画の目指すべき姿 34p

4. 計画の基本的な方向性と具体的な取り組み

- (1) 今後5年間の文化芸術施策の基本的な方向性 38p
- (2) 計画の体系 51p

5. 計画の進捗管理

- (1) 各主体の役割 53p
- (2) 計画の推進体制 53p

6. 資料

- (1) 内子町の文化財 55p
- (2) 文化施設の概要 58p
- (3) 文化芸術を考える町民アンケート結果 62p
- (4) 内子町文化創造事業実行委員会要綱 81p
- (5) 策定の経緯 83p
- (6) 文化芸術基本法 84p



立川神楽

1. 内子町文化芸術推進基本計画の目的

- (1) 文化芸術推進基本計画の趣旨（策定の目的）
- (2) 対象とする文化芸術の範囲
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の策定体制

1. 内子町文化芸術推進基本計画の目的

(1) 文化芸術推進基本計画の趣旨（策定の目的）

内子町文化芸術推進基本計画（以下、「計画」という。）は、内子町総合計画を推進していくための個別計画の一つとして位置づけ、今後の内子町における文化芸術に関する施策の方向性を示し、戦略的かつ継続性のある取り組みを行うために策定するものです。

策定にあたっては、内子の自然や歴史などを背景として、先人たちの営みにより培われてきた文化芸術及び文化芸術に関する施策の現状や課題を把握するため、社会的な動き、地域の特性、文化資源などの「地域資源」に着目しながら整理を進め、広く町民の意見を聴き、地域性にあった計画の策定を目指しました。

(2) 対象とする文化芸術の範囲

文化とは、一般的に芸術と呼ばれるものから、人々の暮らしや価値観、考え方などまでその範囲はかなり幅広く捉えることができますが、この計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。更に「内子町らしさ」の継承と創造を加え、具体的な取り組みの展開を図ります。

文化芸術基本法に例示されている文化芸術を本計画でもその範囲とします。

〔対象とする範囲〕

- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等）
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション 等）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 等）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
出版物等（出版物及びレコード等）
- ⑥文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ⑦地域における文化芸術（各地域の文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）

(3) 計画の位置づけ

①文化芸術基本法との関係

本計画は、「文化芸術基本法 第7条の2」に基づいて策定します。

※抜粋

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

②内子町総合計画等との関係

本計画は、「内子町総合計画」を上位計画とし、該当分野の計画の一つとして位置づけます。さらに、内子町総合計画を具現化していくため、定める目標の達成を目指す実施計画の一部と位置づけます。

また、「内子町歴史的風致維持向上計画」とも連携を図り、効果的な文化芸術振興を進める指針とします。

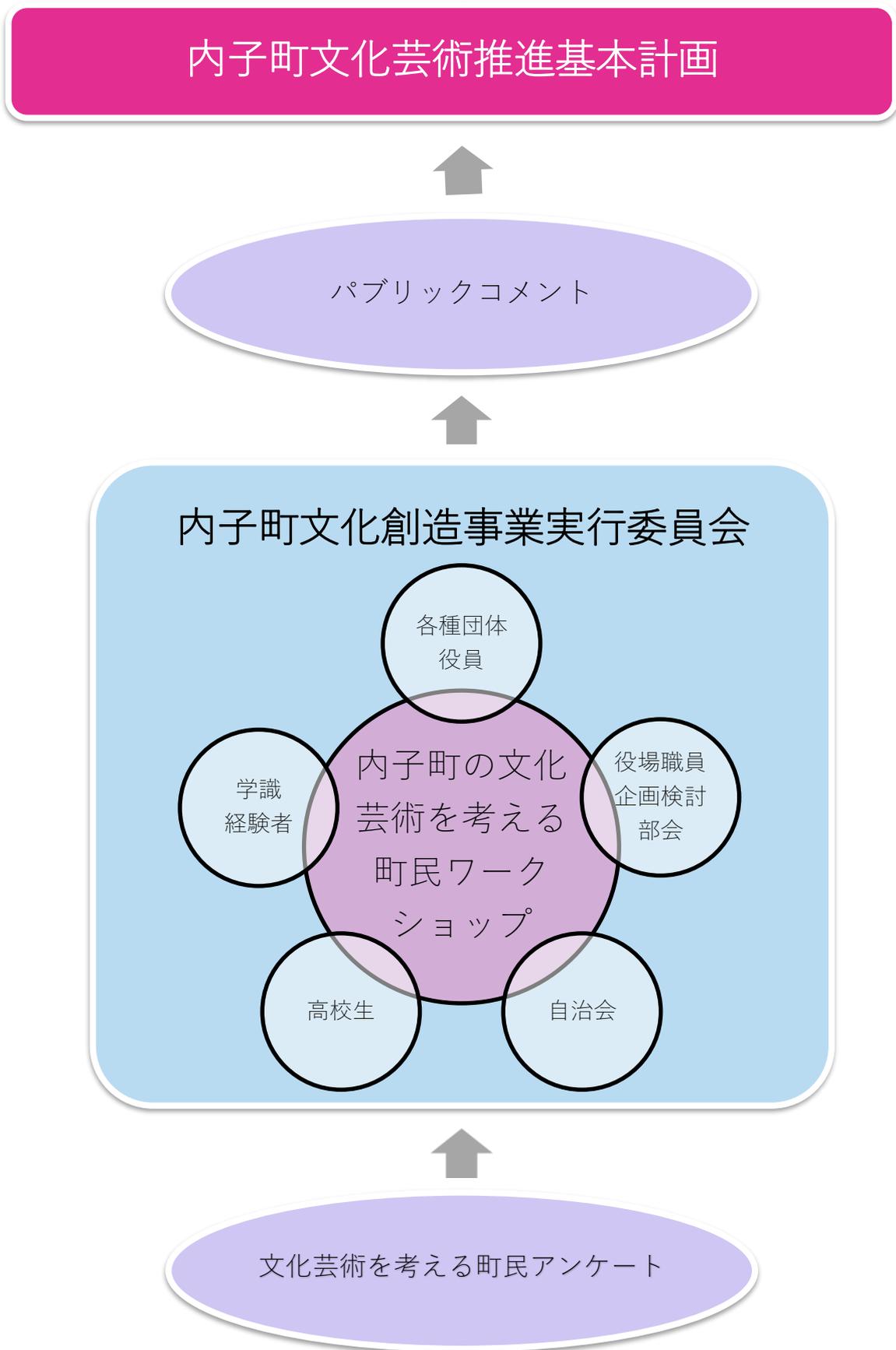
(4) 計画の期間

計画は、2020年度から2024年度までの5年間の計画とします。

計画期間中にも社会情勢の変化や事業の進捗状況などを踏まえて、内容を柔軟に見直ししていくものとします。

2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
	内子町文化芸術推進基本計画					次期計画			
第2期内子町総合計画						次期計画			
内子町歴史的風致維持向上計画									

(5) 計画の策定体制





重要文化財内子座

2. 内子町の文化芸術の現状と課題

- (1) 文化芸術を取り巻く社会的背景
- (2) 内子町の現況（環境・文化特性）
- (3) 基礎調査としての町民アンケート結果
- (4) 町民アンケートから見えた課題のまとめ

2. 内子町の文化芸術の現状と課題

(1) 文化芸術を取り巻く社会的背景

「文化芸術基本法」の基本理念では、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性が尊重され、能力が発揮されるよう考慮する自由権的側面と、文化芸術を享受することが人々の生まれながらの権利であるとされ、年齢、障害の有無、経済的な状況、又は居住する地域に関わらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加や創造することができる社会権的側面が位置づけられています。その他、多様な文化芸術の保護・発展、地域の人々の主体性や歴史、風土等特色を反映した発展と、世界に向けた発信等国際交流の推進などが掲げられています。

(2) 内子町の現況（環境・文化特性）

①内子町の概要

内子町は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、県都松山市から南南西約40kmの地点にあります。町の中央部を一級河川・肱川の支流の小田川が流れている風光明媚なまちです。面積は、299.43km²で、その広がり、東西30.0km、南北17.9kmにもなります。2005年(平成17年)1月1日に、旧内子町、旧五十崎町、旧小田町の3町が合併して誕生しました。

内子町には、中心市街地に製蠟業で栄えた江戸後期から明治期の町並みを残す八日市護国地区重要伝統的建造物群保存地区や1916年(大正5年)創建の芝居小屋「内子座」(重要文化財)などがあり、町並保存の取り組みを契機として、長年にわたり歴史と文化を大切にしまちづくりを進めています。

■人のうごき

年 / 月	人口			世帯数	出生	死亡
	総数	(女性)	(男性)			
2015/1	17,781人	9,295人	8,486人	7,258	5人	43人
2016/1	17,501人	9,141人	8,360人	7,249	4人	28人
2017/1	17,129人	8,929人	8,200人	7,197	9人	30人
2018/1	16,895人	8,806人	8,089人	7,197	7人	26人
2019/1	16,680人	8,687人	7,993人	7,169	13人	41人

・ 1982 年 八日市護国地区 「重要伝統的建造物群保存地区」の選定

内子町における町並み保存は、1972年（昭和47年）、文化庁の実施した「第1次集落町並調査」にリストアップされたことに始まります。町並の歴史的価値が提唱され始め文化財行政の一環として、歴史的町並保存推進のための学習を進めるとともに、保存に対する取り組み方を模索することとなりました。



八日市護国地区の町並み

また、古文書や郷土史の研究が始まるなど、町並み保存に向けての機運が向上し、更に住民を交えた先進地視察研修が契機となり地域住民の中でも町並み保存への意欲が広がり地域内に「町並保存会」が結成されました。

1977年度（昭和52年度）には、文化庁並びに愛媛県教育委員会の助成を得て、町並み調査が実施され、町家の残存状況や歴史的背景はもとより、伝統的建築物群として、また個々の町家建築としての特徴や価値、今後の保存・活用にかかる課題などが報告されました。

このような経過の中で、1980年（昭和55年）10月、内子町伝統的建造物群保存条例並びに内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画をそれぞれ制定公布し、1981年（昭和56年）4月、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の制定公布、更には保存地区に係る都市計画決定を行うなど、町並保存対策がとられました。

そして、1982年（昭和57年）、内子町八日市護国地区は「重要伝統的建造物群保存地区」として、全国で18番目、四国では第1号の国の選定を受けました。面積は3.5ha、南北約600mにわたり両側に町家が立ち並び、伝統的建造物として特定された建物が93棟あり、内3棟は重要文化財に指定されています。

・ 1994 年 内子町国際交流協会の設立

近年、交通・情報通信手段の発達・普及により、人や物・情報等の交流は、まさに地球規模となっています。その中で国際社会における各国の相互依存関係は深まり、更に各人の担う責任は増大しつつあります。換言すれば、国際交流は限られた国や人々を対象とするものではなく、従来の国家レベルの交流に増して、地域と地域、更に個人と個人の交流に対する期待は日毎に高まっています。

内子町においても、年々、異文化との交流を求めて、町民が外国を訪れたり外国の方々が来町されたりする機会が多くなってきました。まちづくりの主役である町民が中心となって町民レベルでの民際交流、地域間交流の推進により相互理

解を深めています。そして、それが「まちづくりのできる人づくり」につながり、更に心豊かな活力ある世界に開かれた「エコロジータウン内子」を築きあげています。

以上の趣旨から、「国際化社会とは」「国際交流とは」どういうことか、どうあるべきかを多くの町民が論じ共通理解を図り、各種の国際交流事業を広範に、かつ積極的に推進、展開していくための母体となる交流組織として、公益財団法人内子町国際交流協会が運営されています。現在の法人会員は12団体、個人会員は93名（2018年3月31日現在）です。



国際交流協会の異文化理解講座

・2011年 ローテンブルク市との姉妹都市盟約の締結

姉妹都市ドイツ・ローテンブルク市は、ドイツ・ロマンチック街道の中間点にあり、13世紀から16世紀にかけて隆盛を極めた都市です。第二次世界大戦で街の約4割を焼失したものの、人々の努力により中世の姿が忠実に再現され、今ではロマンチック街道の中でも、もっとも人気の高い街の一つです。



ドイツ・ローテンブルク市

1986年（昭和61年）内子座において「内子シンポジウム'86」を、町並み保存をテーマに、ドイツ・ローテンブルク市のオスカーシューバルト市長（当時）を招いて開催しました。シンポジウム以降、内子町議員団の訪問をはじめとし、内子町職員の派遣や町民のハム技術習得研修の派遣、町民海外派遣、青少年海外派遣でのホームステイなどを通じて、内子町とローテンブルク市は友好関係を温めてきました。15年間の交流を機に、2001年（平成13年）8月に内子町議員団が再度ローテンブルク市を訪問し、「友好都市盟約」を締結しました。

2005年（平成17年）には（公財）内子町国際交流協会設立10周年の記念に現地で内子フェアを開催し、社会人86名の訪問団が、伊予万歳や凧作り、剣道や茶道等の内子や日本の伝統文化を紹介しました。

シューバルト市長来町から25年、友好都市盟約から10年の時を経た2011年（平成23年）9月には、アジアでは初めてローテンブルク市と姉妹都市盟約を締結・調印しました。交流の契機となった町並み保存についてはもちろんのこと、環境保全、工芸や食といった文化や伝統にも交流の輪を広げています。

・ 2015 年 文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）

文化庁長官表彰は、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を活かした文化芸術活動や社会課題の解決に、行政と住民との協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果を上げている市区町村に対し、文化庁長官が表彰しています。



文化庁長官表彰式典

内子町は、内子座が復原され文化芸術施設の拠点として活用されていること、重要伝統的建造物群保存地区で町並保存会が多彩な活動を展開していること、ドイツ・ローテンブルグ市との国際交流事業が着実に成果を挙げていることなどが高く評価され表彰されました。

授与式では、内子こども狂言くらぶによる狂言「菌（くさびら）」が披露され集まった関係者たちとともに受賞を祝いました。

・ 2015 年 「内子座」 国の重要文化財に指定

1916 年（大正 5 年）、地元の旦那衆 17 名が発起人となり創建された木造芝居小屋。歌舞伎や文楽、活動写真など様々な興行を行ってきましたが、時代の流れとともに映画館に改造されたり、商工会の事務所になったりと変遷をたどりました。その後、老朽化に伴い解体するという案が浮上。駐車場を望む声もありましたが、くしくも町並み保存運動が軌道に乗り始めた頃で、「数少ない地方劇場の一つ。保存しては」という問題意識のもと、1982 年（昭和 57 年）に町に寄贈され本格調査を実施し、同年 9 月には町指定文化財となり、1983 年（昭和 58 年）から 3 ヶ年かけて修理・復原されました。



内子座

復原後は、内子座を拠点とする住民による興行グループや劇団が結成され、再び活気を取り戻しています。現在でもプロによる伝統芸能はもとより、住民の発表会などの場として愛されています。

また、2012 年（平成 24 年）に設置した内子座調査検討委員会において史料調査、痕跡調査を行い、内子座の歴史的・建築的価値を再検証し、重要文化財指定へ向けた協議を進め、2015 年（平成 27 年）5 月 15 日づけで文化審議会は「内子座は正面性を強調した外観、トラス架構や採光ガラス窓の多様、正面からの舞台鑑賞を意識した客席など、芸能に適応しはじめた近代過渡期の芝居小屋として歴史的価値が高い」と評価し、同年 7 月 8 日づけで重要文化財に指定されています。

・2016年 内子座創建100周年

2016年（平成28年）に内子座が創建100周年を迎えました。内子座は映画館や内子町商工会と変遷し、老朽化のため取り壊して駐車場にして欲しいという声が出る中で、町民の熱意により復原され、1985年（昭和60年）に劇場として再出発。これから先の50年、100年後を考えたとき、町民に愛され「活きた芝居小屋」として活用されるために100周年記念事業を開催しました。2012年（平成24年）7月23日に企画・検討委員会を立ち上げ、今後のスケジュールや課題について協議し、翌年度には100周年事業の柱、実施体制の確認を決定し、2014年（平成26年）4月17日には、100周年記念事業を実施するために事業実行委員会を立ち上げました。

100周年記念事業ですが、3年間にわたり実施しました。いずれの公演も盛況で、合計で29の事業で46回の公演や講座を行い内子座への入場者数は16,000名を超えました。特筆すべき点としては、狂言や文楽等の古典芸能に限らず、内子町で初めての試みとなる「アーティストインレジデンス」（滞在型創作）を行い、町民の文化意識向上を図ったことや、各方面との連携により、公演に併せて「高橋邸ダイニング」を行い、来場者の内子町での滞在時間を伸ばし、地域活性の一助に繋がったことが挙げられます。



山田きよ製作ポスター

・2017年 内子町文化創造事業実行委員会の設置

内子町は、町並保存の取り組みを契機として、長年にわたり歴史と文化を大切にしたまちづくりを進めています。内子町文化創造事業実行委員会は、内子座創建100周年事業の継続事業としての取り組みを更に持続・発展させるために、内子町長を顧問として、町内の関係団体の役員や学識経験者と関係する部署の内子町役場職員らで発足しました。国指定重要文化財である内子座を中心に、伝統芸能をはじめとする多彩な公演を開催するとともに、町民と行政が協働して企画・運営を行い、文化芸術の振興および町内文化力の向上、地域の活性化を図ること、また、事業を通じた国内外の人々との交流・協働により、地域に伝わる貴重な文化資源の発掘、更には新たな創造・発展を目指し、その魅力発信を通して観光振興や地方創生に寄与することを会の目的としており、2019年5月より、本計画の諮問機関でもあります。

文化創造事業 実施概要



2017年度（平成29年度）

- 内子座文楽公演 2017年8月19・20日（4回公演）
- 立川談春独演会 2017年10月20・21日（2回公演）
- 茂山狂言内子座公演 2017年11月23日
- DRUM TAO 公演 2018年2月2日

2018年度（平成30年度）

- 内子座文楽公演 2018年8月25・26日（4回公演）
- 立川志の輔独演会 2018年10月8日
- 茂山狂言内子座公演 2018年12月1日

2019年度（令和元年度）

- 立川談春独演会 2019年6月15・16日（2回公演）
- 四国学院大学連携事業「平家物語 REMASTER」 2019年7月21日
- 内子座文楽公演 2019年8月24・25日（4回公演）
- 茂山狂言内子座公演 2019年10月5日
- ぽこぽこクラブ×劇団オーガンス「光垂れーる」 2019年11月10日
（2回公演）

・2019年 創造都市ネットワーク（CCNJ）加盟

創造都市とは、グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展した21世紀初頭にふさわしい都市のあり方の一つであり、文化芸術と産業経済との創造性に富んだ都市のことです。世界中で多数の都市において行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとに進められています。

我が国の創成・発展期にある創造都市の取り組みは、都市規模や取り組み主体都市戦略目標等において多様性を示していますが、創造都市ネットワーク日本というプラットフォームの形成により、そうした多様性が結びつき、地域特性に根ざした多様な創造都市・農村間の相互発展に資することができます。

文化芸術の持つ創造性で、地域を活性化させる文化芸術創造都市の取り組みは重要な役割を担うものであり、文化芸術と産業経済との創造性に富んだ文化施策を構築し、事業を進めていくため、内子町は創造都市ネットワーク（CCNJ）に加盟しています。

(3) 基礎調査としての町民アンケート結果

内子町民の文化芸術の現状と課題を把握するために、次の内容で、文化芸術に関する町民アンケートを実施しました。

〔実施概要〕

- 内 容：文化芸術に関する項目（全 16 問／A 3 両面 1 枚）
- 対 象：町内全域・無作為抽出 16 歳～80 歳代 男女 60 名 計 960 名
（内訳：男 480・女 480／五十崎 312・内子 531・小田 117）
- 実施期間：令和元年 5 月 24 日 ～ 6 月 30 日
- 方 法：郵送による回収
- 回 答 数：353（回収率 37%）

文化芸術を考える町民アンケート

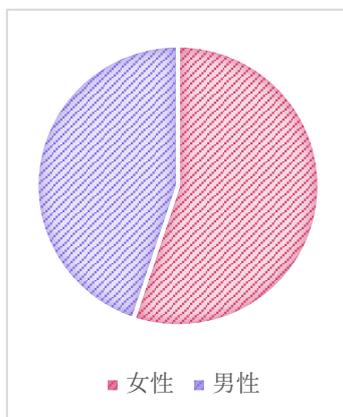
〔設問〕

- ア) 性別
- イ) 年齢
- ウ) お住まいの地域
- エ) 知っている内子町のホールや博物館等はどれですか（複数回答可）
- オ) あなたの鑑賞する文化芸術の分野は、何ですか（複数回答可）
- カ) 文化芸術を鑑賞する場所はどこですか（複数回答可）
- キ) 文化芸術を鑑賞する上で、支障となるのは何ですか（3つ選択）
- ク) あなたの行っている文化芸術の活動の内容は何ですか（複数回答可）
- ケ) 文化芸術の活動場所はどこですか（複数回答可）
- コ) 文化芸術の活動場所を選ぶ一番の理由は何ですか。
- サ) 文化芸術の活動を行う上で、支障となるのは何ですか（3つ選択）
- シ) 文化芸術情報は、何で得ますか（複数回答可）
- ス) 欲しい文化芸術情報は、何ですか（複数回答可）
- セ) 内子町の文化芸術的な魅力は、何だと思えますか（3つ選択）
- ソ) 文化芸術分野において、どのような町であることを望みますか
（5つ回答可）
- タ) 具体的に、町に望むこと（自由記述）

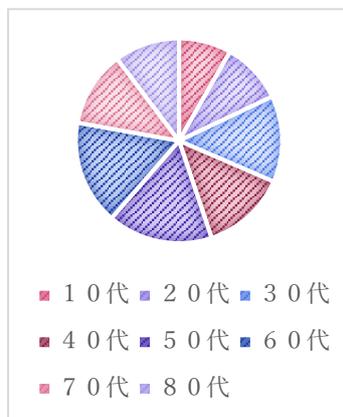
主なアンケート調査結果

回答者のプロフィール

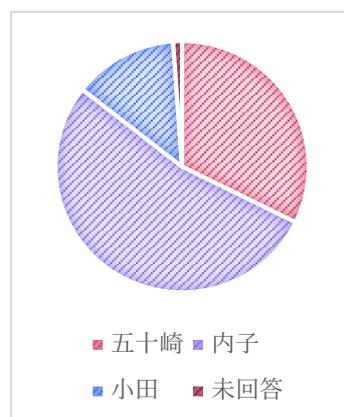
ア) 性別



イ) 年齢



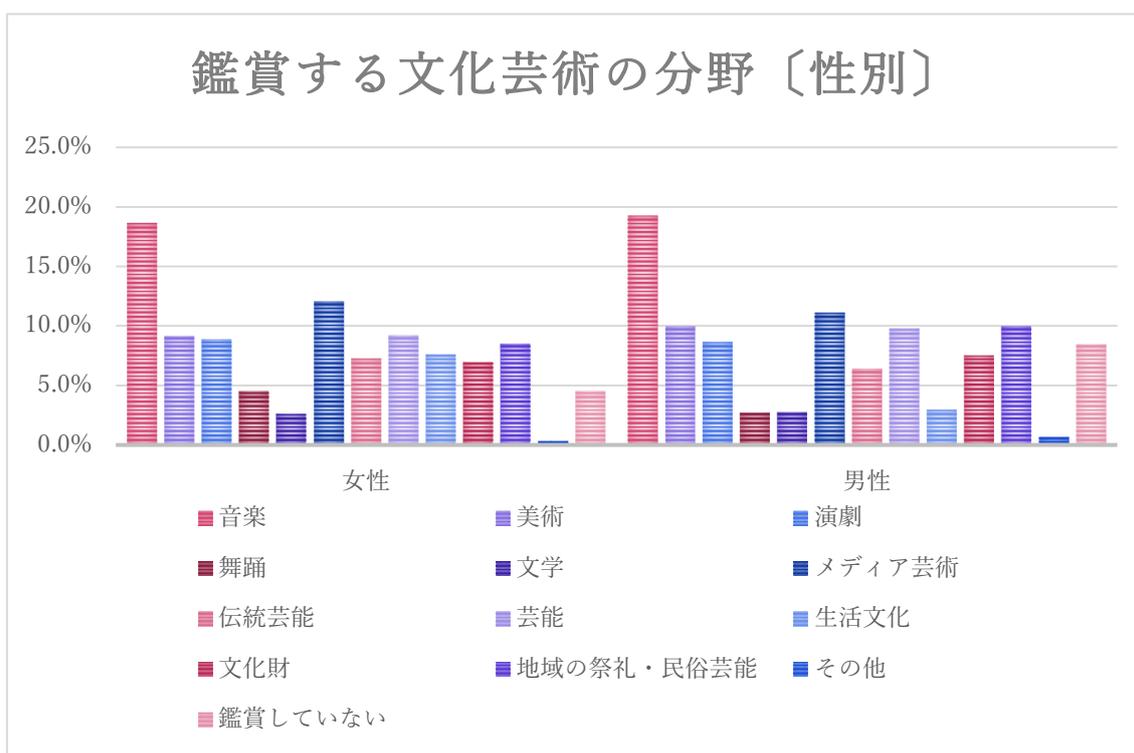
ウ) お住まいの地区



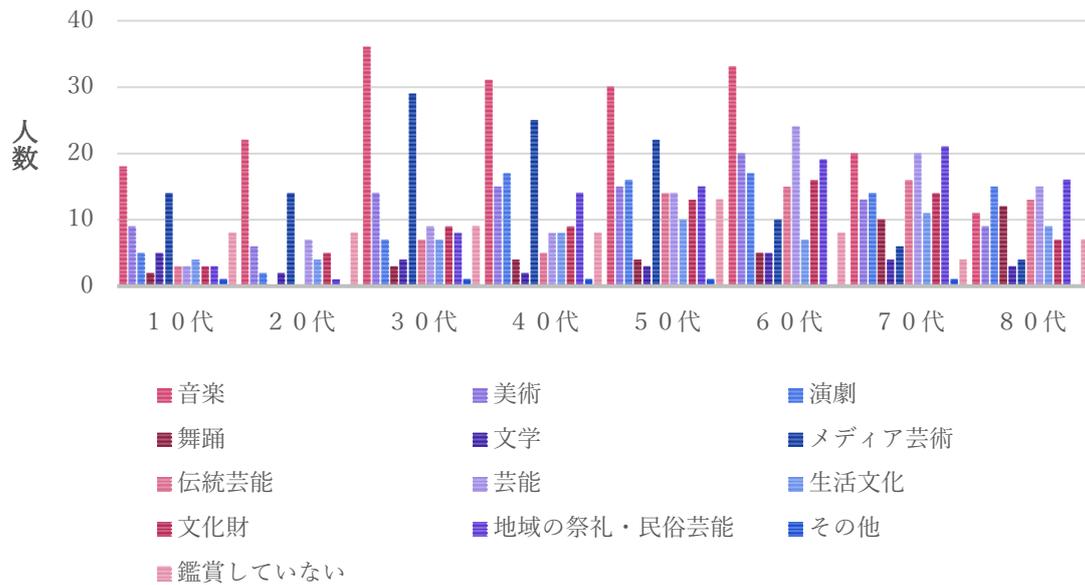
①鑑賞及び活動する文化芸術の分野

『鑑賞する文化芸術の分野』では「音楽」が各世代において圧倒的にトップを占め、『活動している文化芸術の分野』においても、鑑賞と同様に「音楽」が一番多く親しまれていることが分かりました。また、男女別にみると、文化芸術を「鑑賞していない」のは、男女ともに10%未満で、女性4.5%、男性8.4%という結果になりました。

オ) あなたの鑑賞する文化芸術の分野は、何ですか（複数回答可）

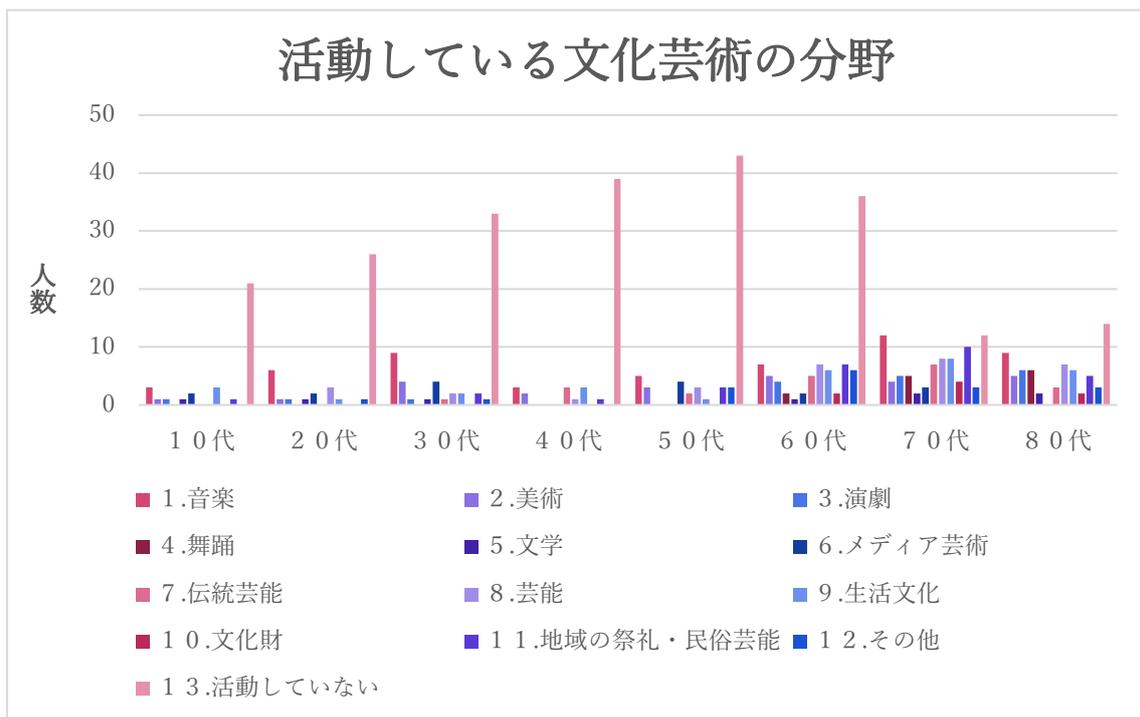


鑑賞する文化芸術の分野〔世代別〕



また、『活動している文化芸術の分野』では、「10代」から「60代」において回答総数 353 人中 21 人～43 人の人が「活動していない」と答えているのに対し、「70代」・「80代」においては 14 人以下を示す結果となっており、リタイアしていると思われる世代では、「音楽」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「地域の祭礼」等、文化芸術の活動に何かしら携わっている人が「60代」以下より多いことが分かります。

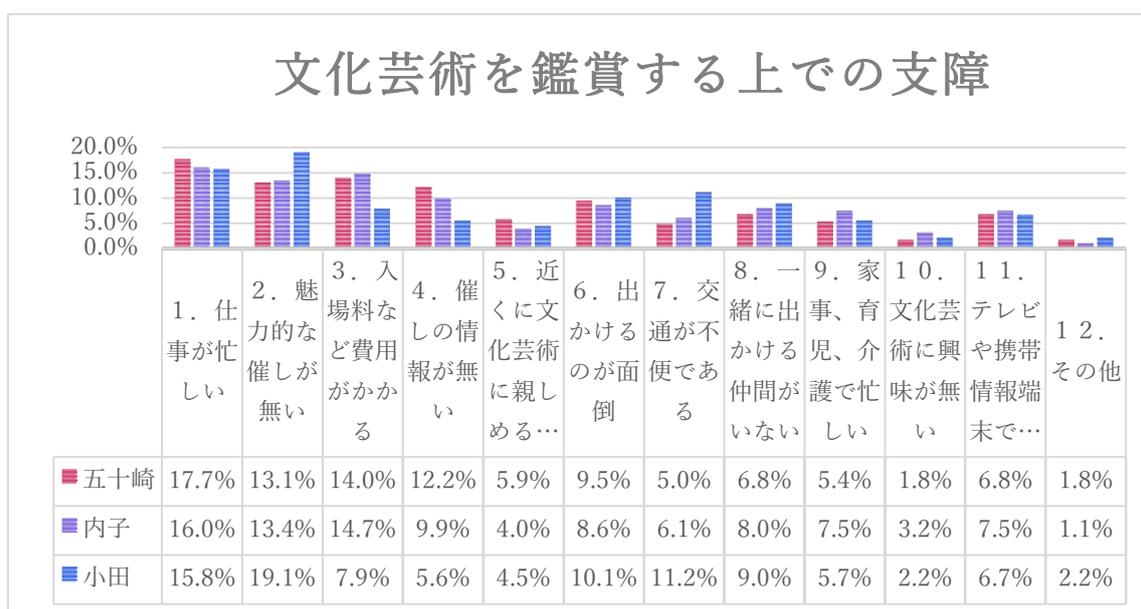
ク) あなたの行っている文化芸術の活動の内容は何ですか（複数回答可）



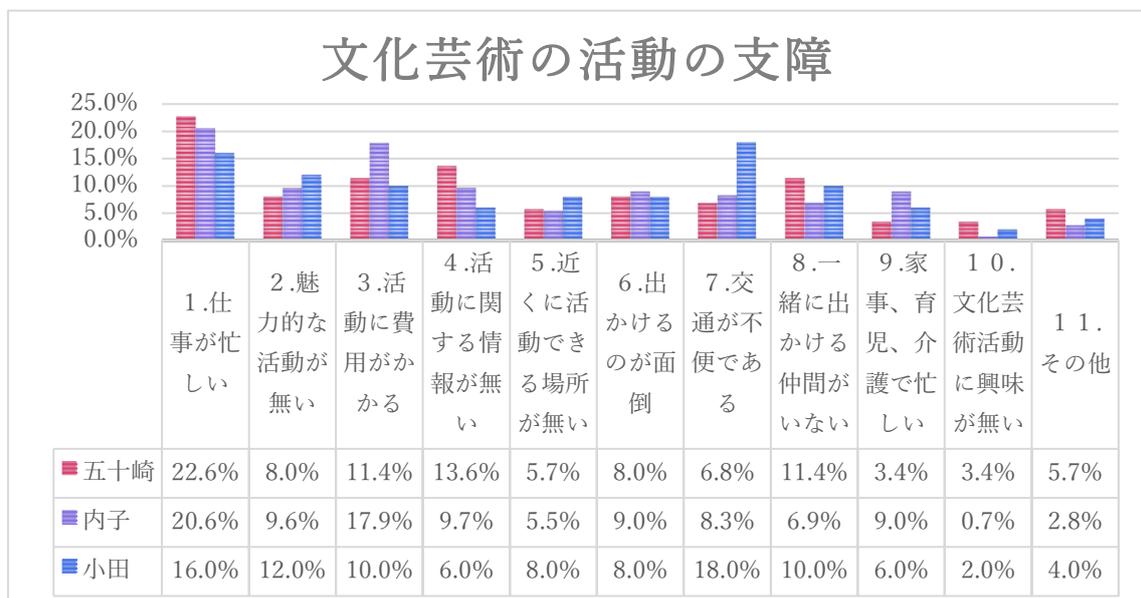
②文化芸術の鑑賞及び活動を行う上で支障となること

『文化芸術を鑑賞する上での支障』では、全体で見ると、「仕事が忙しい」「魅力的な催しが無い」「入場料など費用がかかる」が上位3つを占めました。五十崎、内子、小田の地区別にみると、小田地区では「入場料など費用がかかる」（7.9%）よりも「交通が不便である」（11.2%）「出かけるのが面倒」（10.1%）の方が上回りました。この傾向が『文化芸術の活動を行う上での支障』でもみられ、全体では、「仕事が忙しい」「活動に費用がかかる」が上位を占めたのに対し、地区別にみると、小田地区では「交通が不便である」（18%）が最上位という結果になりました。

キ) 文化芸術を鑑賞する上で、支障となるのは何ですか（3つ選択）



サ) 文化芸術の活動を行う上で、支障となるのは何ですか（3つ選択）

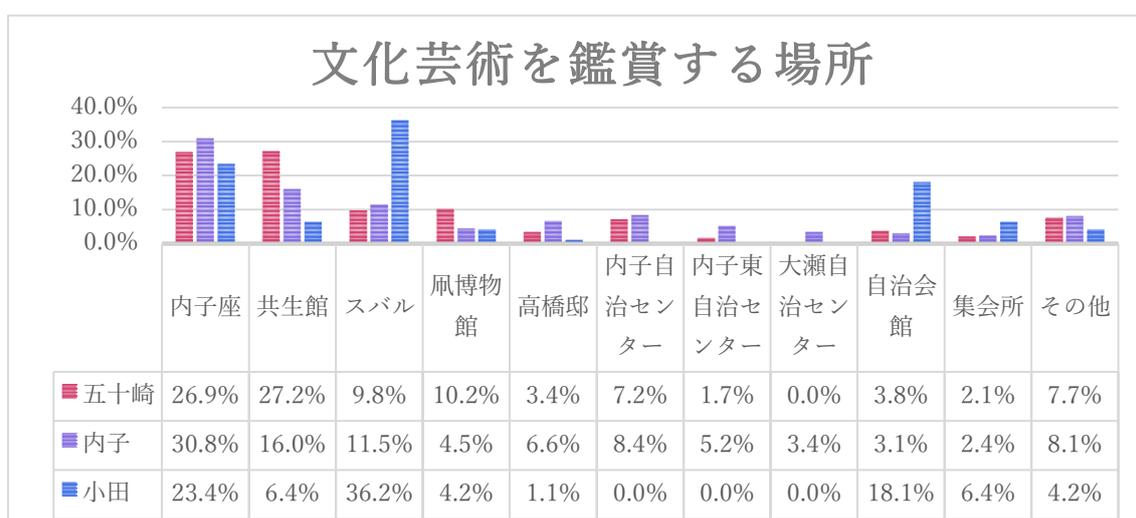


③文化芸術の鑑賞及び活動を行う場所

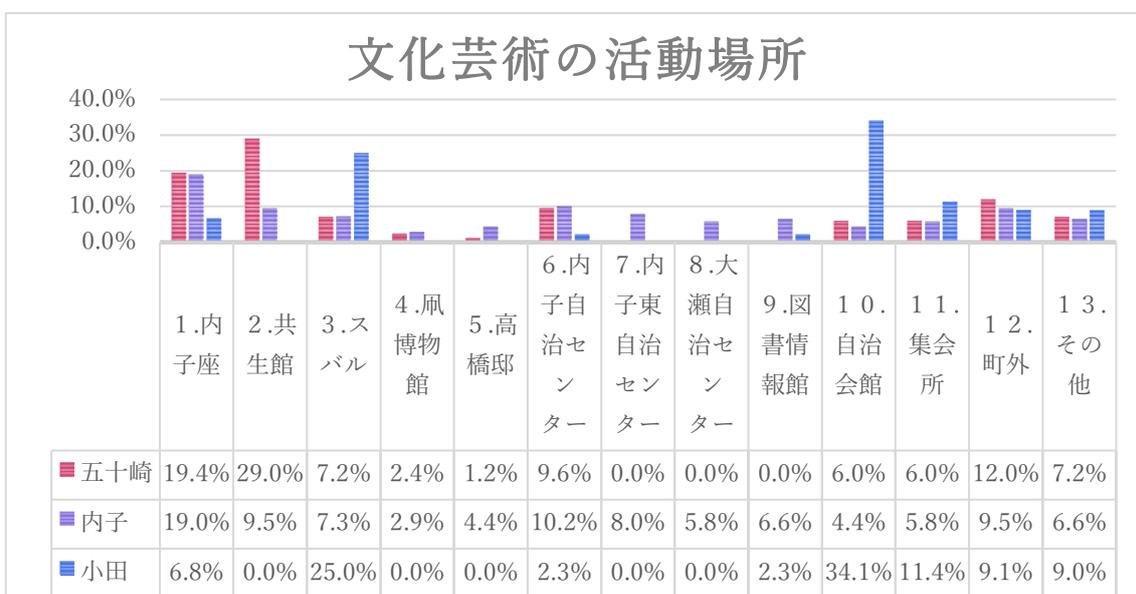
『文化芸術の鑑賞する場所』及び『文化芸術の活動場所』は、地区内にある身近な施設が最も利用度が高いということが分かりました。特に、小田地区においては、『文化芸術を鑑賞する場所』『文化芸術の活動場所』がいずれも、「自治会館」が最も利用度が高くより生活に身近な場所で文化芸術に触れていることが分かりました。また、『文化芸術の活動場所』をみると、「内子座」「共生館」は、いずれも内子・五十崎地区において最上位を占める一方、小田地区ではゼロではないものの、低い割合となっています。

これらは、前述の②『文化芸術の鑑賞及び活動を行う上で支障となること』で、「交通が不便である」が最上位を占めた小田地区の現状を表していると言えます。

カ) 文化芸術を鑑賞する場所はどこですか（複数回答可）



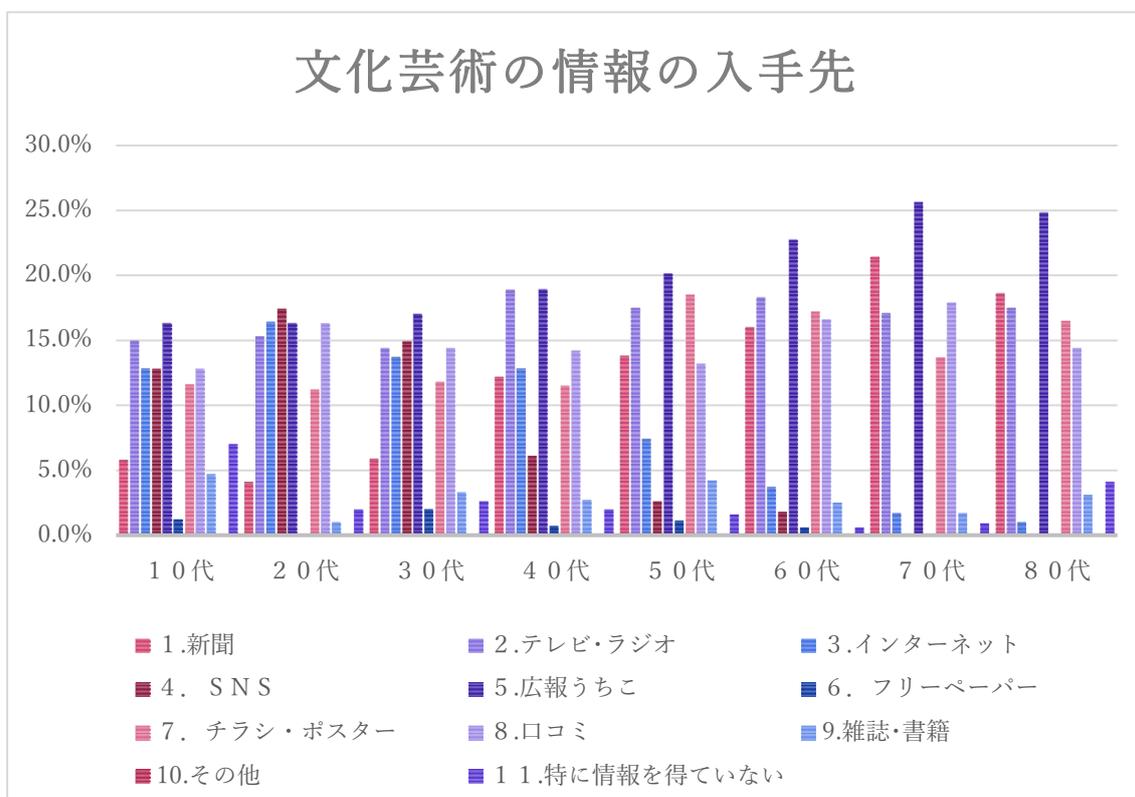
ケ) 文化芸術の活動場所はどこですか（複数回答可）



④文化芸術の情報の入手先

世代によって、大きく差がみられました。「新聞」は若い世代は読む傾向がないのか、「60代」以上、上の世代で情報を得ているという結果になりました。「テレビ・ラジオ」も同様で、若い「10代」「20代」「30代」では、「インターネット」や「SNS」が高い割合を示しました。また、「20代」以外の世代では最上位、「20代」でも上位となったのは「広報うちこ」でした。「広報うちこ」が、全戸配布で身近にあり、住民にとって信頼の紙媒体である証でしょう。一方で、「10代」から「80代」まで、「口コミ」による情報入手も全世代で一定の割合を占めており、家族や友人など、周りの知人から影響を受けていることが分かります。

シ) 文化芸術情報は、何で得ますか（複数回答可）

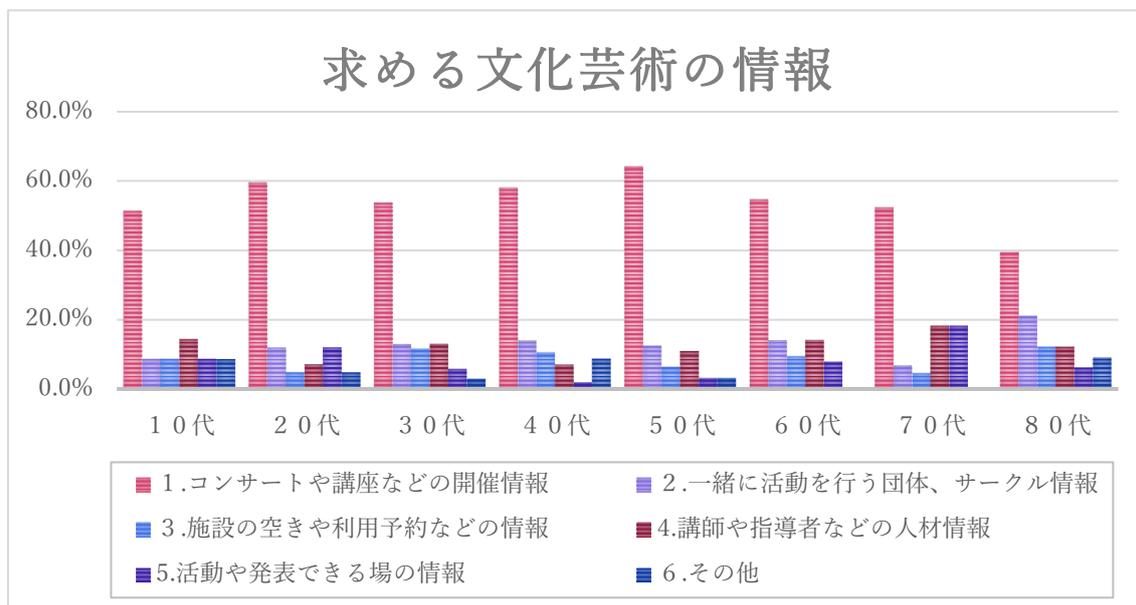


⑤求める文化芸術の情報

世代別にみると、全世代において5~6割の方が、圧倒的に「コンサートや講座などの開催情報」を強く求めており、文化芸術の鑑賞の機会を期待されていることが良く分かります。ただ、傾向に特徴が現れたのは、「60代」「70代」「80代」で、「60代」「80代」では「一緒に活動を行う団体、サークル情報」が、「60代」「70代」では「講師や指導者などの人材情報」と「活動や発表できる場の情報」が、2番目に強く求められていることが分かりました。健康長寿社会で、仕事をリタイアしたと思われる世代で、仲間で

活動したい、何かを始めたい、また取り組んでいる活動を披露したいという意欲があることが感じられます。

ス) 欲しい文化芸術情報は、何ですか (複数回答可)



⑥内子町の文化芸術の魅力

地区別にみても、世代別にみても、同じような傾向がみられ、「催し(祭り)」「文化財」「風景」「伝統工芸」が上位を占める結果となりました。

内子町の「催し(祭り)」には、春には川登川まつり・筏流し、いかざき大凧合戦、夏には内子笹祭り、小田燈籠祭りや寺村山の神火祭り、秋には八日市町並観月会、石畳水車まつりといった具合に、それぞれが地域住民の手で受け継がれ、季節の風物詩になっています。この高い割合には、祭りを守る人も祭りに参加する人も、地域みんなで受け継いでいかなければならないという思いが感じられます。また、「文化財」においても、重要文化財に指定されている内子座や上芳我家住宅をはじめ、まちの宝として、古くから受け継がれているものを大切にする精神が町民に根付いていることが分かります。その他同様に、大洲和紙や木蠟といった「伝統工芸」、八日市護国地区の町並みや石畳の里山、御祓の泉谷の棚田など「風景」が内子町の文化芸術の魅力として高い数値を示したことには、町民の「シビックプライド」さえ感じられます。シビックプライドとは「まちに対する町民の誇り」のことで、単なるまち自慢や郷土愛ではな



立石の尾首の池



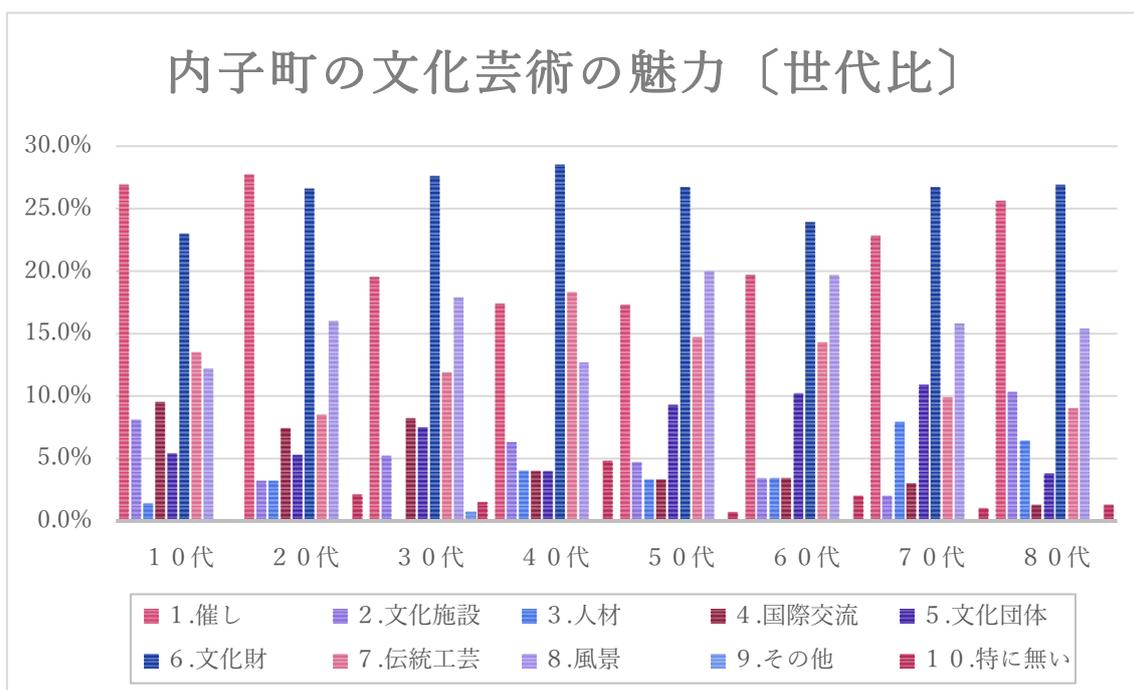
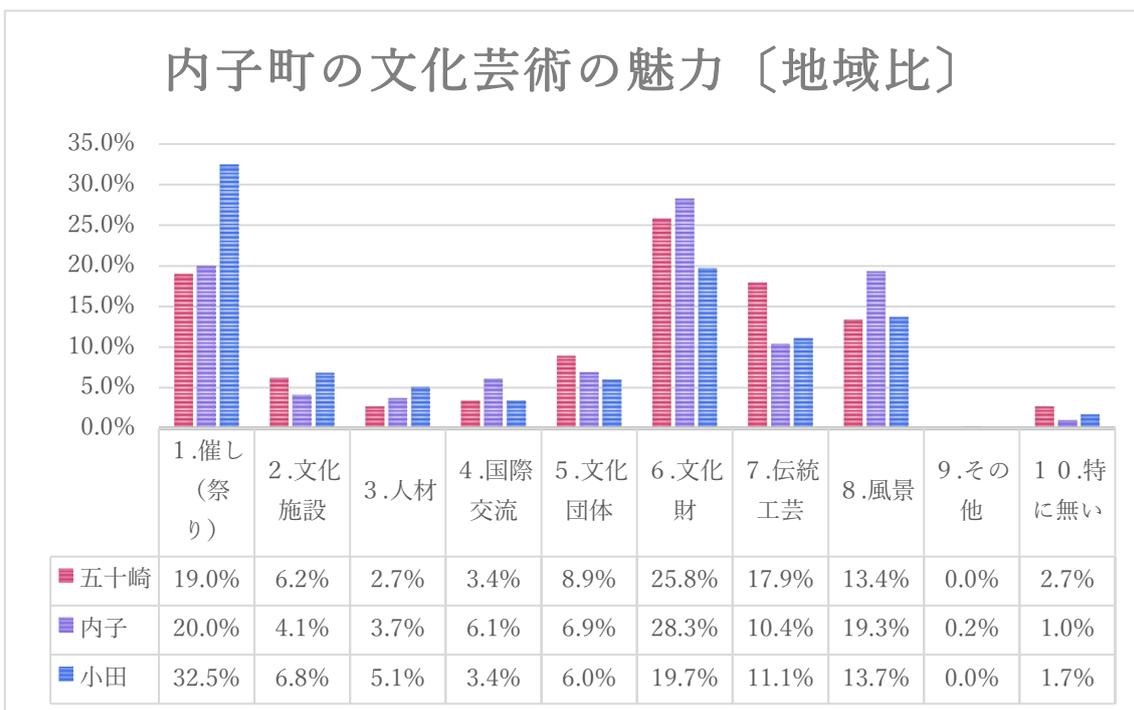
いかざき大凧合戦

く、「よりよい町にするために自分自身が関わっている」という、当事者意識に基づく自負心を意味している言葉です。町並みから村並み、そして山並みへ…これまでの内子町のまちづくりに対する姿勢が、家庭や学校会社等、地域ぐるみで町民全体に根付いている表れとも言えるかもしれません。



河内の屋根付き橋

セ) 内子町の文化芸術的な魅力は、何だと思えますか（3つ選択）



⑦町に望む文化芸術の姿

『文化芸術分野において、どのような町であることを望みますか』という問いに対し、明確に次の4項目が上位4つに挙がりました（値の高い順）。

- 1 子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める催しが数多く開かれている
- 2 地域の伝統芸能・祭りなどがしっかりと保存・継承されている
- 3 歴史的価値のある文化財がしっかりと保存・活用されている
- 4 音楽や美術などの文化芸術を鑑賞する催しが数多く開かれている

こうしてみると、前述『⑥内子町の文化芸術の魅力』で明らかになった、「催し（祭り）」「文化財」「風景」「伝統工芸」が内子町の文化芸術の魅力とされたものが、これからの内子町に望むことにも同様に掲げられているところをみると、「伝統芸能・祭りの保存・継承」や「文化財の保存・活用」は、時代が変わっても守り、受け継いでいかなければならないという責任感や強い意思の表れであると感じます。

中でも、最も強く望まれているのは、「子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める催しが数多く開かれている」まちであることが分かりました。これは、次代の文化芸術の担い手となる子どもたちが、多種多様な優れた文化芸術に触れることで、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、感性、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客となる層を育成し、優れた文化芸術の創造に役立てることを期待する一方で、「音楽や美術などの文化芸術に関する催しが数多く開かれている」が4番目に上がったことにも共通して、豊富な「文化芸術を鑑賞する機会」を求められていることが分かります。内子町主催事業のほか、実行委員会形式による催し、内子町教育委員会主催事業など、年間を通して開かれているものの、アンケート回答の自由記述をみると、実に多種多様な催しのリクエストが書かれています。今後は、予算の限られた行政運営の事業において、文化芸術推進基本計画の方針に則って、効果的効率的に、目的に沿った機会を提供していくことになります。

その他、施設の「バリアフリー化」や「文化芸術の催しや活動団体等の情報が豊富である」ことも求められています。また「多くの芸術家が内子町を中心に活躍している」「文化芸術団体の活動に対する助成や支援が充実している」「町民の文化芸術活動が活発で、発表の場も多い」といった町民自身が主体的に取り組む意欲が強いことも分かりました。

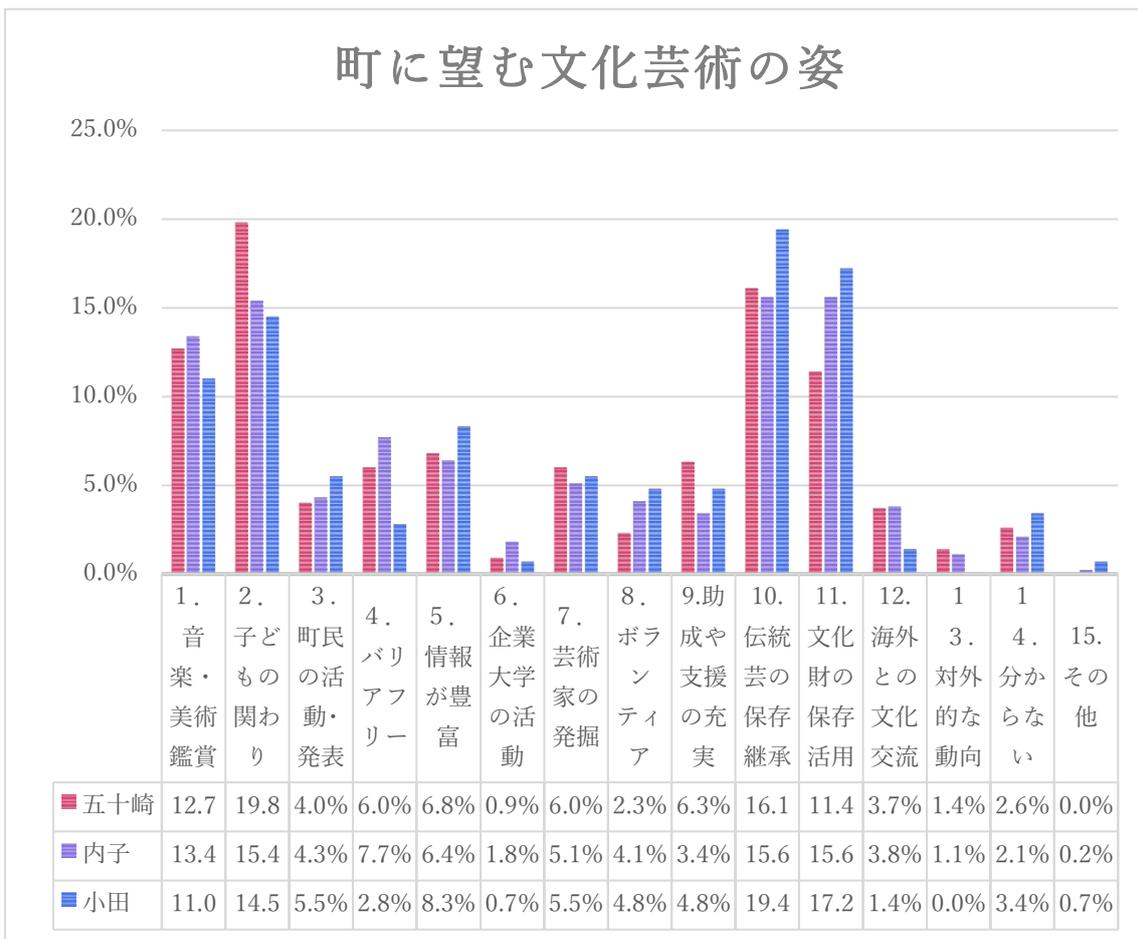
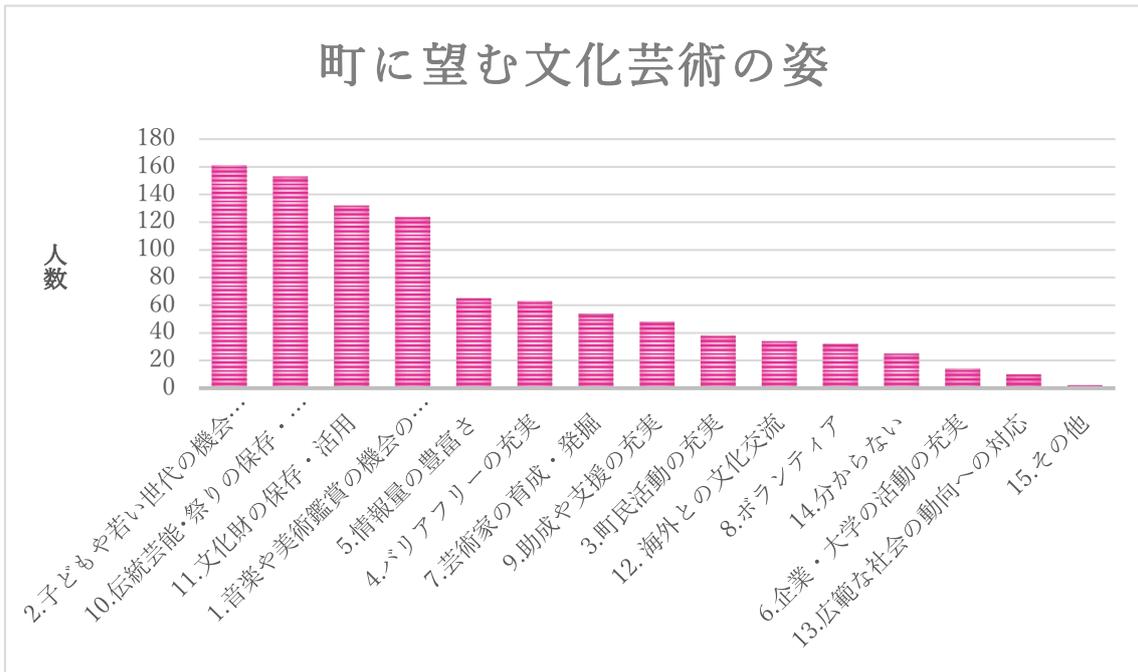


立川三島神社秋祭り



京都金剛能楽堂にて
(内子こども狂言くらぶ)

ソ) 文化芸術分野において、どのような町であることを望みますか (5つまで複数回答可)



〔設問〕

1. 音楽や美術などの文化芸術を鑑賞する催しが数多く開かれている
2. 子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める催しが数多く開かれている
3. 町民の文化芸術活動が活発で、発表の場も多い
4. バリアフリーで文化芸術に触れやすい、文化芸術を鑑賞・活動する施設が整っている
5. 文化芸術の催しや活動団体等の情報が豊富である
6. 文化芸術における企業・大学の活動が盛んである
7. 多くの芸術家が内子町を中心に活躍している
8. 文化施設や文化芸術の催しにおいてボランティアが活発に活動している
9. 文化芸術団体の活動に対する助成や支援が充実している
10. 地域の伝統芸能・祭りなどがしっかりと保存・継承されている
11. 歴史的価値のある文化財がしっかりと保存・活用されている
12. 国内外との文化芸術交流が盛んである
13. オリンピック・パラリンピックなど、広範な社会の動向に対応している
14. 分からない
15. その他

(4) 町民アンケートから見えた課題のまとめ

内子町を取り巻く文化芸術の環境における、町民アンケート調査結果の傾向からまとめた、本町が力を入れて取り組むべき課題を見出しました。

①文化芸術に触れ合う豊富な機会の充実について

子どもや若い世代はもちろん、誰もが身近に鑑賞できる音楽や美術などの文化芸術の催し、また誰もが気軽に参加できる活動の場など、町民ニーズや社会的ニーズに対応した効果的かつ効率的な催しの充実が求められています。また、機会が豊富でも、会場に会場までの交通機関やバリアフリーに対応できる会場の人的対応や環境を整備することも必要とされます。

②古き良き文化芸術の保存・活用について

内子町の魅力として圧倒的に支持された項目は、「伝統芸能や祭り」「文化財」「伝統工芸」「風景」でした。これには、これまで内子町が総力を挙げて取り組んできた自治体としてのまちづくりにおける姿勢が、住民にまで根付いていることの表れといえます。『町並み、村並み、山並みが美しい 持続的に発展するまち』『キラリと光るエコロジータウンうちこ』『住んでよし、訪ねてよし 美(うま)し内子』これらのキャッチフレーズの意図するところにも合致しています。

③町民の文化芸術活動のサポートについて

「一緒に活動を行う団体やサークル情報」や「施設の空き情報」を求められていたり、「講師や指導者の人材情報」や「活動や発表できる場の情報」を求められていたりすることからも、町民の文化芸術活動が活発に行われている、もしくは、何らかの活動をしたという意思があることが分かりました。ちなみに、現在、内子町文化協会には92団体、906名の登録があります（2019年3月31日現在）。自由記述に見られたように、文化芸術活動に意欲的な町民に対する活動情報・講師情報などの情報提供以外に、町民が文化芸術活動を行う際の人的・資金的支援も求められています。

内子町文化協会 団体・会員数			
2019.3.31			
	部会	団体数	会員数
内子支部	芸能部会	17	134
	美術部会	13	137
	文芸部会	2	26
	技芸部会	1	11
	合計	33	308
五十崎支部	芸能部会	18	335
	美術部会	7	30
	文芸部会	3	22
	園芸部会	4	29
	技芸部会	1	13
合計	33	429	
小田支部	芸能部会	13	87
	美術部会	10	51
	文芸部会	1	8
	技芸部会	2	23
	合計	26	169
全体	芸能部会	48	556
	美術部会	30	218
	文芸部会	6	56
	園芸部会	4	29
	技芸部会	4	47
	合計	92	906

④情報の提供のあり方について

「文化芸術の催しや活動団体等の情報が豊富である」ことが求められていることから、催しが開催されても、各個人までの情報の伝達が行き届いていないことも考えられ、情報の内容や提供方法について、見直しが必要です。60代以上では新聞・テレビ・ラジオ、10～30代ではインターネットというように、世代対象別に検討したり、各世帯で馴染みのある「広報うちこ」を活用したり、いろいろな方向からアプローチして、方法を試行錯誤していく必要があります。



内子笹祭り

3. 計画のビジョン

- (1) 内子町の文化芸術を考える町民ワークショップ
- (2) 計画の基本理念「キラリと光る文化芸術のまち内子」
- (3) 基本理念に基づく計画の目指すべき姿

3. 計画のビジョン

(1) 内子町の文化芸術を考える町民ワークショップ

前項の町民アンケート調査結果を受けて、計画の向かうべき方向性・目標を見出すべく、内子町文化創造事業実行委員会を主なメンバーとし、各地域の代表や地元高校生も交えて、『内子町の文化芸術を考える体験型講座（ワークショップ）～キラリと光る内子町らしい文化芸術とは～』を3回に渡って開催しました。

〔開催概要〕

- 募集方法：内子町文化創造事業実行委員
各自治センター管内自治会連絡会長
内子高等学校郷土芸能部
- 開催日時とテーマ：全 18：00～19：40
 - ① 8月26日＝内子町の文化芸術の「魅力的なところ」と「課題」
 - ② 9月4日＝内子町の文化芸術の「魅力」をどう伸ばし、「課題」をどう解決するか
 - ③ 9月13日＝内子町の文化芸術の「自分にできること」と「今後の目標」
- 開催場所：内子自治センター 多目的室
- 手法：グループ討議・成果発表
ファシリテーター 徳永高志（慶応大学非常勤講師）
- のべ参加人数：81名

【第1回まとめ】内子町の文化芸術の「魅力的なところ」と「課題」について

魅力的なところ

- 山や川などドラマチックな自然、町並み・里山などの風景。
- 郷土芸能部、吹奏楽部の活躍
- 地元出身の偉人がいる
- 共生館、スバルなど文化施設の良さ。本物が呼べる。発表の場がある点
- 内子座で、伝統芸能の経験町並みの風情、商業化していない点
- 和蠟燭や手漉き和紙など伝統工芸の技術・文化が生きている
- 人が優しい。お遍路さんや国際交流などおもてなしの心。
- 神楽、獅子舞、虫送りなど伝統行事
- 清酒や味噌など醸造業
- 上岡美平アトリエ
- 廣瀬神社のケヤキなどの巨木
- たらいうどんなどの郷土料理

課題

- 美術館が無い
- 町民自身が町の魅力に気づくこと
- ラジオが聞きにくい（通信）
- スマホから体験へ
- 町民の興味・価値観の違いによる文化芸術に対する関心度の差、費用のかけ方
- 祭りなど担い手、継承の手法
- 交通が不便
- イベント等宣伝不足（告知方法）
- 古い写真など資料のアーカイブ
- サークル等の情報がない
- 若い世代のニーズ・体験機会
- 食文化のクローズアップ
- 子どもが忙しい。
- 触れる機会（時間）が少ない。
- メンバーの固定化・高齢化



「魅力的なところ」は、自然や風景など人の生活と表裏一体にあるものや、文化財等、古き良きものを大切にする精神や、地域の祭り等の伝統芸能、郷土芸能部他の文化芸術活動とその発表の場となる施設があること等が魅力とされました。「課題」には少子高齢化に加え多忙であることの現状、また、インフラ整備等、大きな範疇で捉えなければならないものが挙がりました。

第2回ワークショップは、第1回に抽出した、内子町の文化芸術の「魅力的なところ」と「課題」について、どうすれば魅力をもっと増すことができ、課題を解決・改善できるかという方法について話し合いました。

「魅力的なところをどう伸ばすか」では、定住に繋がるようなショートステイで職人体験の場を作るというアイデア、自薦・他薦による自治会での文化人を発掘するというアイデア、和太鼓など現在活動している取り組みを他グループと連携・交流したり、世界ツアーをしたりして海外にもアピールするというアイデア、祭りなどの伝統芸能の分野では例えば、写真集を作り、媒体として世界に情報発信することで価値の再確認をするというアイデア、郷土・芸能等の記録・伝承活動を町内外の民間ボランティアで行うというアイデアなどが挙げられました。これら、いろいろなアイデアに共通して言えるのは、現在の活動からの発展、人・モノ・コトを介しての情報発信また、その活動の記録と保存、そして継承——。このような手法で魅力的なところを伸ばしていこうという結果となりました。

内子町の文化遺産【生活・文化】	
	名 称
1	中川八郎の絵
2	上岡美平の絵
3	篠崎三島・小竹の書
4	平武一郎の書
5	中川三嶋神社の神輿

【第2回まとめ】内子町の文化芸術の「魅力的なところ」と「課題」について

魅力的なところをどう伸ばすか		課題をどう改善するか	
魅力	どう伸ばすか	課題	どう改善するか
伝統芸能	▶ 町外の人への活用による記録保存・伝承活動 価値の再確認	周知	▶ ホームページ、SNS を分かりやすくする。 メディア活用
伝統工芸	▶ 親子以外の新しい関係 公が支える職人の学校 ショートステイ・定住促進		▶ 広報の活用 高齢者対応 民間主導
内子座	▶ 外国人の伝統芸能体験 ゲリラライブ 町と高校生の連携で若い人を巻き込む	情報格差 体験機会	▶ ラジオ、ネット環境の改善 ▶ 中・高生は無料化 ▶ 中・高生・親への働きかけ ▶ 未体験の人の招待
自然	▶ 歴史文化と郷土芸能の融合 山や川を活かした催し	美術館	▶ 地域どこでも美術館 ▶ 美術品の寄付を募る運動
人	▶ 文化人の発掘 文化人リストの活用	観光振興	▶ 食文化のクローズアップ ▶ アーティストインレジデンス ▶ グリーンツーリズム体験
太鼓	▶ グループと交流、世界ツアー 写真集。世界に誇る情報発信		

一方、「課題をどう改善するか」について、主な課題に、「美術館が無いこと」「若い世代が触れられる体験が乏しい」「情報格差の解消」「子どもが忙しい」といったものが挙げられました。それに対して、自然まるごと、地域まるごと、病院や街角など、建物ありきで考えない美術館（スペース）を作るというアイデア、中学生・高校生等及び未体験の方については無料参加できるように体験の機会を提供し興味をもつきっかけを作るというアイデア、観光振興には、共通テーマ設定で食文化を町全体でPRするというアイデア、アーティストインレジデンスやグリーンツーリズムのワークショップなど、長期休暇を利用して誘客に繋げるというアイデア、またICT（Information and Communication Technology「情報通信技術」）の観点で、スマートフォンを使ったラジオの利用やインターネットを快適に使用できる環境を改善するというアイデア、行政だけでなく民間主導による高齢者にもやさしいホームページの作成及びメディアや広報の活用・情報発信能力を上げるというアイデア、親の文化芸術への関わり方に留意し、親が送迎など応援する姿勢で、忙しい子どもに時間を作り、子どもの頃の思い出を作るというアイデアなどが挙げられました。第1回でも出たように、「課題」には少子高齢化に加え、子どもも大人も多忙であることの現状、また、インフラ整備等、大きな範疇で捉える必要のあるものがありましたが、病院ロビー、田んぼのあぜや蔵など“地域まるごと美術館”のような、地域の企業や地域住民が協力して取り組むことで、課題解決、更には地域の魅力アップに繋がる可能性があるという気づきがありました。また、強く問題視される宣伝不足ですが、裏を返せば“興味の無い方に注目してもらおう”ため、もしくは

は実際の“情報の未伝達”解消のための情報発信や広報活動について、現状の対応において行き詰まり感は否めず、今後の行政職員の手法や能力の向上、また民間技術を活用することも検討が必要とされました。



第2回 内子町の文化芸術を考えるワークショップ時の様子

【第3回まとめ】内子町の文化芸術の「自分にできること」と「今後の目標」

自分にできること

- イベントの予告的ゲリラライブ
- どこでも美術館（場所の提供）
- 地域資源の講座（掘り下げ）
- 関わる人を増やす
- SNS、ラジオ、口コミ
- アーカイブの整理
- 美術品の収集（寄付）
- 伝統芸能の継承（継続）
- 劇団、音楽、郷土芸能等コラボイベント、劇団の交流
- 部活動の活性化－社会化
- 発酵文化→産業化
- 豊かな自然を活用した文化イベント（キャンプ等）
- 文化芸術に関するボランティア

今後の目標

- 継続と発展
 - 催しのコーディネーター制度
 - 繋がり：場所・プレイヤーづくり
 - 育てる－専門学校（文化芸術）
 - 資金・ファンド・アーカイブ
 - 審議会（話し合いの場）
- 興味づけ
 - みんなで祭りに参加する・関わる
 - お金を集める
- 発掘：掘り起こす、植えつける
 - 発信：SNS、口コミ、多世代、キャラバン
地域で、世界で
 - 発想：コラボレーション－多世代で、経済性
- 世界から／世界へ発信するイベント
 - “水辺の楽校”（コミュニティースクール）
 - 伝統芸能の交流－ローテンブルグ

仕上げとなる第3回のワークショップでは、内子町の文化芸術の課題として「自分にできること」は何か、また、そこから、自分ならどんなことを「今後の目標」に設定するかについて、話し合いました。

「自分にできること」は、それぞれ個人・団体の取り組みから展開して、一步踏み出すことで実現可能な内容が並びました。「今後の目標」は、内子町の文化芸術の施策に直結するような具体的な課題に対する目標が掲げられました。話し合われた内容を咀嚼すると、町民アンケートの調査結果にも通じるところがあり、誰もが参加・関われるような、十人十色に対応できる多種多様なニーズに対応した催しの

機会、興味・関心を集める広報活動、それらが続くための資金調達、そして何よりそれらに従事する人材の育成や仲間づくりが肝要であることなどの課題が主に浮き上がってきました。以上のことから、次のとおり、取り組んでいきたい課題をまとめました。

①文化芸術の振興と継承、それに伴う人材育成について

「文化芸術に触れ合う豊富な機会を充実させる」とはアンケートでも重視されていましたが、ワークショップでもいろいろなご意見がありました。つまりは、誰もが参加できる・関わることのできる、十人十色に対応できる多種多様なニーズに対応した催しの機会を充実させることが望まれているということが分かります。

また、文化芸術の振興を語る上で、町民、行政に関わらず、文化芸術の継続的な施策を実現するためには、文化芸術に取り組む側においても、それをサポート・運営する側においても、そのノウハウを受け継ぎ、文化芸術を育てていける人材育成、また若い世代を巻き込んでいける体制も検討する必要があります。

文化芸術の振興の一方で、それを、守り、継承するということも同時に行われなくてはなりません。地域に伝わる有形文化財や無形文化財、また、歴史的景観を守り、活用することは、内子町のまちづくりの基本理念であり、町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち。まさに、この内子町が目指す将来像そのものともいえます。

②文化芸術を支える体制の強化について

文化芸術はそこに在るだけでは、将来に継承されることは容易ではなく、何らかの保存の取り組みや活用するなどして、そのものの価値を高めていく必要があります。そのためには、文化芸術に関する情報を周知するなど広報活動が重要になりますが、従来の方法では、住民の隅々まで行き渡っていないという課題があるため、興味・関心がないということも含め、情報提供のあり方を見直し、広報活動の強化を図る必要があります。

また、文化芸術活動が続いていくためには、取り組む主体側にも、サポートする運営側にも、人材と活動資金が欠かせません。町民と行政が連携・協力して、体制づくりを進めていく必要があるでしょう。

そのために、2017年（平成29年）『内子町文化創造事業実行委員会*』が設置されています。町民ワークショップでは、事業のコーディネーターや審議会のような役割を求める声があったことを受け、内子町文化創造事業実行委員会のあり方の現状を鑑みて、この会の機能を今一度見直し、強化していく必要があります。

*以下、『内子町文化創造事業実行委員会要綱』第1条（目的及び設置）抜粋。『内子町は、町並保存の取り組みを契機として、長年にわたり歴史と文化を大切にしまちづくりを進めている。これらの取り組みを更に持続・発展させるため、国指定重要文化財である「内子座」を中心に、伝統芸能をはじめとする多彩な公演を開催するとともに、町民と行政が協働して企画・運営を行い、文化芸術の振興および町内文化力の向上、地域の活性化を図る。合わせて、事業を通じた国内外の人々との交流・協働により、地域に伝わる貴重な文化資源の発掘、更には新たな創造・発展を目指し、その魅力発信を通して観光振興や地方創生に寄与することを目的に、「内子町文化創造事業」（以下「本事業」という。）を実施する。また本事業を推進するため、「内子町文化創造事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。』



第3回 内子町の文化芸術を考えるワークショップ時の様子

（2）計画の基本理念「キラリと光る文化芸術のまち内子」

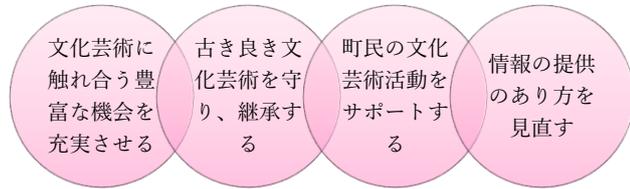
文化芸術基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとされています。また、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものとしてあり、こうした文化芸術の役割は、今後も変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるものとされています。

このような文化芸術基本法の精神を前提として、内子町第2期総合計画（2015年～2024年）に掲げる町の将来像『町並み、村並み、山並みが美しい 持続的に発展するまち』、また、キャッチフレーズ『キラリと光るエコロジータウンうちこ』『住んでよし、訪ねてよし 美（うま）し内子』とあるように、内子町の文化芸術においても、この精神に則って進めていきます。

したがって、内子町の本計画における基本理念には、『キラリと光る文化芸術のまち内子』を掲げ、小さくてもキラリと光る、個性を大切にした、誇りある文化芸術のまちを目指します。

(3) 基本理念に基づく計画の目指すべき姿

基本理念『キラリと光る文化芸術のまち内子』の下に、既述の「文化芸術を考える町民アンケート」調査結果及び「内子町の文化芸術を考えるワークショップ」のまとめから見えてきた課題を考慮に入れ、本計画に掲げる目標は次のとおりです。



文化芸術を考える町民アンケート及びワークショップから見えた課題

目標1 文化芸術の創造・振興でキラリと光るまちをつくる

目指す姿

文化芸術に関する公演や体験講座など、文化芸術を創造し、発展させ、文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が豊富に提供されている。その教育や活動を通して、町民の豊かな人間性や創造性が培われ、また、いろいろな分野と広く連携して取り組むことで、地域が活性化され、内子特有の魅力増進に繋がっている。

子どもや若い世代から高齢者まで、誰もが身近に鑑賞できる芸能など文化芸術の催し、また誰もが気軽に参加できる文化芸術に関する体験活動の場など、町民ニーズや社会的ニーズに対応した、効果的かつ効率的な文化芸術の催しを充実させることが求められています。その上で、町民が積極的に地域の文化芸術の催しに参加する等、体験や鑑賞、ふるさと教育に触れることで、文化芸術に対する理解も深まり感性が養われ、ひいては、豊かな人間性や創造性が培われ、町民の心の豊かさに繋がります。

また、狂言公演の際、「内子フレッシュパークからり」が内子町の特産である果物を使用したスイーツを作り、「内子手しごとの会」の職人が製作した容器で提供するスイーツ特別席を設営した事例や、アーティストインレジデンス公演と100円商店街を同日に実施したことで、近隣で飲食を求められるお客様のニーズに対応でき、公演の告知案内の機会になるという持ちつ持たれつの関係で互いに協力しあった事例があるように、内子町観光協会や各商店街、企業等の民間事業者など、今後も広く諸団体と多角的に連携して文化芸術に関する事業を展開することは、観光振興や地域振興などまちづくりにおいて多方面に好影響を及ぼします。地域の文化芸術を一層振興するため、文化芸術団体や文化施設と企業等の民間事業者や文化ボランティア等の関係機関等が相互に連携・協働して、例えば、文化施設だけでなく地

域に飛び出して店舗や広場等で行う狂言の体験講座等、文化芸術の創造や活動の場を広げて、町民の理解を深める等など、地域の文化力向上に努めていきます。

【数値目標 1】

文化芸術を鑑賞する町民の割合

現状 81.6% → 目標 90%

※「鑑賞していない」65人/総回答数 353人=18.4%

目標 2 地域の古き良き伝統文化を守り、活用し、継承する

目指す姿

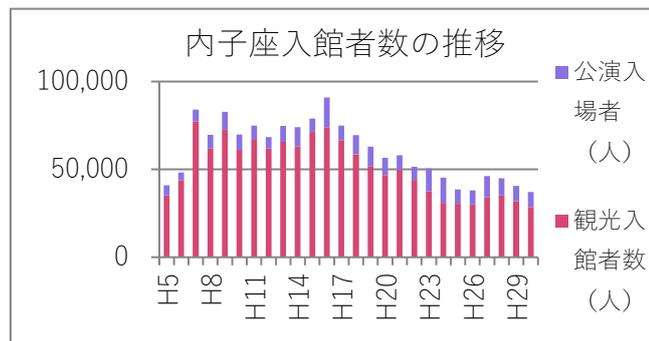
地域の豊かな文化財や伝統的な文化を資源として、観光等に効果的かつ戦略的に活用し、交流人口の増加や定住促進など地域の活性化を図り、更に、地域の文化財や伝統等の多様な魅力を世界へ発信することで国際交流を深め、創造的で活力ある社会が形成されている。

町民アンケート結果で内子町の魅力として圧倒的に支持された項目は、「伝統芸能や祭り」「文化財」「伝統工芸」「風景」でした。これには、これまで内子町が総力を挙げて取り組んできた自治体としてのまちづくりにおける

姿勢が、住民にまで根付いていることの表れと言えます。このような地域の豊かな文化財や伝統的な文化を、効果的かつ戦略的に観光振興に活かしていく必要があります。

既に策定されている「重要文化財上芳我家住宅保存活用計画」、またこれから策定する「重要文化財内子座保存活用計画」も鑑みながら、内子町立伝統文化施設の運営をはじめ、地域で守り引き継いできた伝統的な祭りや職人が受け継いできた伝統工芸等、これら地域の豊かな宝を活用し継承していかなくてはなりません。

2018年（平成30年）、「内子こども狂言くらぶ」が京都金剛能楽堂にて京都・近江 茂山千三郎社中狂言発表会「三ノ会《素》」で内子オリジナル新作狂言「かみあそび」を大洲和紙衣装でお披露目し、ロビーでは「内子手しごとの会」が特産品販売を実施した事例、2011年（平成23年）「内子手しごとの会」がローテンブルグ市で、ミニ行灯作りワークショップを実施した事例のように、地域の文化財や



伝統等の多様な魅力を、地域の外に向いて、ひいては海外の姉妹都市であるローテンブルグ市等でお披露目し、文化交流することは、文化芸術の多様な価値（本質的価値及び社会的・経済的価値）を創出し、文化芸術の継承、発展及び創造に活用し、好循環させることができます。

【数値目標2】

文化芸術的な魅力を感じる
町民の割合
現状 95.5% → 目標 100%

※「特に無い」16人／総回答数353人=4.5%

目標3 内子町の文化芸術を支える体制を強化する

目指す姿

文化芸術団体や文化施設、また、企業等の民間事業者や文化ボランティア等が連携・協働し、文化芸術の創造・活動の場を広げ、地域の文化力向上に向けて取り組まれている。文化芸術団体や文化施設等の職員が、継続的に活動するために必要なノウハウを強化し、文化芸術に係る多様な財源を確保することで、持続可能で豊かな文化芸術が推進されている。

2019年（令和元年）11月に内子町文化創造事業実行委員会で実施されたアーティストインレジデンス公演では、文化芸術団体や内子座などの文化施設、内子フレッシュパークからりなどの企業、内子手しごとの会などの各種団体、小学校や商店街、ボランティアなどの町民や町外の人まで各方面での連携がなされたことで、より深みが増した作品になり、地域の幅広い層が触れることができました。このような多くの関係機関との連携・協働による取り組みは、情報を周知する上でも、文化芸術に係る資金を調達する上でも必要であり、これから一層、強化していかなければいけません。

一方で、豊かな文化芸術が持続可能で推進されるためには、文化芸術団体や文化施設等の職員自身のスキルも求められ、継続的に活動するために必要な経営力、企画力、法令順守対応等のマネジメント力を磨き、文化芸術イベントを実施できる町民・団体を育成していく必要があります。

【数値目標3】

文化芸術活動をする町民の割合
現状 36.5% → 目標 50%

※「活動してない」224人／総回答数353人=63.5%



いかざき大凧合戦

4. 計画の基本的な方向性と具体的な取り組み

- (1) 今後5年間の文化芸術施策の基本的な方向性
- (2) 計画の体系

4. 計画の基本的な方向性と具体的な取り組み

(1) 今後5年間の文化芸術施策の基本的な方向性

先述の3つの目標（「基本理念に基づく計画の目指すべき姿」）を実現するため第1期本計画の期間（2020年～2024年度）の5年間において、国・県の動向も勘案しつつ遺産（レガシー）を意識して、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定め、内子町としての文化芸術政策を強く推し進めます。また、文化芸術基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策を定めることとし、関係機関・団体との連携施策を含めて計画の土台に上げます。

なお、各施策については、年度ごとに実績を評価し、必要に応じて見直しを行い効率化や重点化を図りつつ、最大限の効果を上げるよう努めます。

目標1 文化芸術の創造・振興でキラリと光るまちをつくる

戦略1 内子座を核とした文化振興事業の推進

内子町には、上質な音響設備が整った内子町文化交流センタースバル、可動式の客席でフレキシブルに対応できる内子町共生館、重要文化財に指定される芝居小屋内子座、といった個性豊かな文化施設ホールがあります。それぞれの個性を活かして、町民誰もが身近に鑑賞できる音楽や美術などの文化芸術の催し、また誰もが気軽に参加できる活動の場など、町民ニーズや社会的ニーズに対応した効果的かつ効率的な催しの充実を図ります。中でも昔ながらの趣を残す内子座は、日本ならではの伝統芸能の魅力を最大限に味わうことのできる貴重な空間であり、ここを核として「文楽」「狂言」をはじめ、多様な文化芸術に身近に触れることのできる活動の充実に取り組みます。

特に「文楽」は、いまや内子座の夏に欠かせない風物詩として全国の文楽ファンに愛されています。当初は、内子町政40周年にあたる1995年（平成7年）に、記念事業の一つという位置づけで第1回公演を実施しました。その後、商業・観光振興から、“日本の伝統芸能”＝文楽と“全国的に希少な芝居小屋”＝内子座という2つの文化遺産の継承を柱とした文化振興に主軸を移し、親子連れや学生など若い世代が親



内子座文楽 人形との触れ合い

しめるよう公演時期を夏休み中の8月に設定。町内の小・中学校で文楽ワークショップを実施する等、教育的な観点も取り入れながら取り組みを継続し、事業収支の面では、国や県をはじめ町内企業など多方面に働きかけ、助成や支援を得る等して財源確保に努めています。

2003年（平成15年）には文楽がユネスコの無形文化遺産に選定され、さらに2015年（平成27年）に内子座が重要文化財指定を受けたことで、これまで以上に幅広い層からの注目や関心を集めています。また文楽の定期地方公演は数少なく、愛媛県出身の人形遣いである吉田和生氏（人間国宝）をはじめ一流の芸能に身近に触れることのできる貴重な機会の創出ともなっています。

内子町においては、全国規模で1,000人超の来場者を迎える唯一の定期公演としてまちおこしの面でも大きな影響を及ぼしており、今後も伝統文化の振興を軸とした地域活性化に取り組んでいきます。

また、もう一つの伝統芸能の柱として、「狂言」があります。体験する上で、特に道具が必要でないという手軽さから、内子座創建100周年記念事業を契機に、地元小・中学生をメインに「内子こども狂言くらぶ」を立ち上げました。今後50年後、100年後と、町民が狂言への理解を深め、親しむことで、狂言そのものを長く継承していくことを目指しています。当くらぶのメンバーは、現在は高校生と大人の部まで波及し、礼儀礼節の心得をはじめ自己の修練、文化創造の場にもなっています。



内子こども狂言くらぶの稽古

また、内子座創建100周年記念事業の一つとして、俳優でダンサーの森山未来さんによる内子町アーティストインレジデンス事業を実施しましたが、アーティストインレジデンス事業も内子町の文化創造事業において、特色ある柱となる事業です。



役者らによる商店街での公演PR

「アーティストインレジデンス」とは、芸術制作を行うアーティストを一定期間、招き、そのまちで滞在し作品制作し成果披露してもらうプログラムのことで、滞在中の生活や作品制作を通して、地域特性の活用や教育活動などの地域貢献が期待されるものです。多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的としています。

<具体的な取り組み>

戦略1-1-1 多様な文化芸術公演の実施

戦略1-1-2 伝統芸能（文楽、狂言等）への理解を深める

戦略1-1-3 アーティストインレジデンス

戦略2 内子町文化創造事業実行委員会の強化

2017年（平成29年）に組織された「内子町文化創造事業実行委員会」があります。既述のとおり、『内子町は、町並保存の取り組みを契機として、長年にわたり歴史と文化を大切にしまちづくりを進めています。これらの取り組みを更に持続・発展させるため、国指定重要文化財である「内子座」を中心に、伝統芸能をは



会議の様子

じめとする多彩な公演を開催するとともに、町民と行政が協働して企画・運営を行い、文化芸術の振興および町内文化力の向上、地域の活性化を図ります。合わせて事業を通じた国内外の人々との交流・協働により、地域に伝わる貴重な文化資源の発掘、更には新たな創造・発展を目指し、その魅力発信を通して観光振興や地方創生に寄与することを目的に』（要項抜粋）設置しました。

この会を組織するメンバーは、町長を顧問とし、内子町観光協会や内子町商工会といった各種団体役員と行政の職員企画・検討部会と事務局（町並・地域振興課）からなる組織です。現在、会の運営は、実行委員長及び副委員長を中心に事務局で行っていて、実情として、町からの事業提案を諮問する機関となっています。今後は、会の目的にもあるように、協働して企画を審議し、事業運営を行い、更には、観光振興や地域の活性化に繋がるような取り組みとその事業の波及効果等の評価まで機能するように、会のあり方の見直しと委員の文化芸術に対する意識啓発に取り組んでいく必要があります。

<具体的な取り組み>

戦略1-2-1 事業のコーディネート

戦略1-2-2 事業の実施後の評価

戦略3 文化芸術で内子の魅力を高める

例えば、内子こども狂言くらぶが上演している内子オリジナル新作狂言「かみあそび」では、内子手しごとの会が製作した地元の伝統工芸品・大洲和紙を使った着物を着用し、その他、使用する小物も同様に職人の手作りです。脚本には内子の祭りや産物が紹介されています。こうした産官学連携による上演を行うことで、伝統芸能に触れるということだけでなく、内子町のいろいろな魅力を披露することができます。また、内子座でアーティストインレジデンスを行えば、滞在し、生活するアーティストは、町内のいろいろな場所へ繰り出します。直売所や、飲食店だったり、はたまた学校だったり、いろいろな場面で、町民と触れ合うことになったり、滞在中はワークショップ等の何らかの手法で自らの活動について地域に公開したりすることで、町民にとって新たな文化芸術の興味のきっかけとなり、一方通行の関係では味わえない双方向の交流による親近感と醍醐味を味わえます。内子町でしか創作できない文化芸術作品を作り上げていただき評価を得ること、またアーティストに誘引されるファンを動員することは、結果的に、地域振興にも繋がります、ひいては内子の魅力に繋がっていきます。



大洲和紙の着物



小学校での演劇ワークショップ

以上の例を踏まえ、文化芸術で内子町の魅力を高めるためには、多方面で連携することが必須となります。内子町観光協会や内子町商工会、また内子手しごとの会や内子町国際交流協会といった関係機関・各種団体との連携、また、町内の各種業種の企業や地元の小・中学校、高等学校との連携、包括連携協定を締結する四国学院大学やそれを視野に入れた東京藝術大学等、専門機関との連携などです。内子町の文化芸術をより心豊かで多様性のあるものにするためにも、地域の文化芸術を推進するための基盤を強化するためにも、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携協働していくことが必要です。

<具体的な取り組み>

- 戦略1 - 3 - 1 観光協会や商店街等との連携
- 戦略1 - 3 - 2 各種企業・団体との連携
- 戦略1 - 3 - 3 連携協定大学との連携

戦略4 子どもの文化芸術体験の多様な機会の充実

次の世代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成を図るために、子どものうちから優れた文化芸術に触れたり、体験したりすることは重要な要素になります。町内の小学校、中学校、高等学校と連携して、全ての地域、学校で文化芸術鑑賞や体験の機会が充実していくように配慮する必要があります。これまでの取り組みとして、地域の自然や文化を活かした学習活動として、内子手しごとの会の協力により大洲和紙の狂言の衣装製作の取り組み（総合的な学習）、内子座の舞台で学習発表会の実施、手漉きの大洲和紙で卒業証書作り等がありますが、もっとも特筆すべきは、「内子こども狂言くらぶ」です。内子座

創建100周年記念事業を契機に始まった、京都の大蔵流狂言・茂山家の指導による狂言の取り組みですが、伝統芸能「狂言」を地域に根付かせるということだけではなく、子どもたちが感性を豊かにし、コミュニケーション能力を高め、創造性を高め、いろいろな表現の場に積極的に挑戦しており、成果の片鱗を感じます。

このような内子町ならではのふるさとの文化芸術に触れる体験学習等の文化芸術に関する教育を充実させていくことが必要です。それにより、心豊かな人間性や創造性を養成し、次の世代の文化芸術の担い手や鑑賞者の感性を育てていくことが、郷土愛の醸成や地域の持続可能な発展に不可欠であり、心豊かな地域を育むことにも繋がります。



内子高校総合学習の時間（狂言）



内子こども狂言くらぶ

<具体的な取り組み>

戦略1-4-1 ふるさと教育及び感性の醸成

目標2 地域の古き良き伝統文化を守り、活用し、継承する

戦略1 文化財の保存・活用

国指定の重要文化財である内子座は、内子町の歴史的文化遺産である一方、内子町立伝統文化施設として内子町の観光スポットでもあり、地域の人に慣れ親しまれた芝居小屋として内子町のシンボルにもなっています。伝統文化施設として、他に、木蠟資料館上芳我邸、町家資料館、商いと暮らし博物館があり、地域の貴重な文化財を展示するとともに企画展やイベント等を開催し、町民をはじめ来訪者が文化財に親しみ学習する場としての機能を果たしています。

これらの施設において、今後は、ユニバーサルデザインに配慮した誘導サインの整備やガイダンス機能の充実を図り、国内はもとより広く海外からの観光客へも文化財の保存及び活用への啓発に努めるほか、「重要文化財上芳我家住宅保存活用計画」、今後、策定する「重要文化財内子座保存活用計画」等も鑑みながら、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりに関する勉強会を開催するなど、住民の文化的な意識の向上を目指します。

また、保存と今後の活用を効果的に行うため、町蔵資料をデジタル化して記録保存し、文化資源等の公開や、ネットワーク等を通じた利用など、利活用促進のための整備を進める必要があります。



商いと暮らし博物館



町並みガイド

<具体的な取り組み>

戦略2 - 1 - 1 文化財の保存活用

戦略2 - 1 - 2 文化財の学習機会の提供

戦略2 伝統芸能や祭りを守り、継承する

内子町には四季を通じて、各地域に古くからいろいろな祭りや地域行事が継承されています。代表的なものには、県無形民俗文化財に指定されている「いかざき大凧合戦」（豊秋河原）や、町無形民俗文化財の「立川神楽」（川中）、「山の神火祭り」（寺村）、「中川万歳」（中川）などがあり、地元保存会等が中心となり今日まで受け継いでいます。獅子舞など、地域によっては、少子化により携わる子どもの数が足りず、他の地域から参加して成り立っているという現状があり、今後も継続的に伝統行事等の担い手の確保や育成などを支援していく必要があります。また、内子座創建100周年記念事業を契機に取り組み始めた伝統芸能「狂言」については、地元小・中学生をメインに立ち上げた「内子こども狂言くらぶ」の育成支援をはじめ、狂言事業の取り組みを続けることで、町民が狂言への理解を深め、親しみ、今後50年後、100年後といった未来の内子町の伝統芸能文化として、新たな歴史を創り、根付かせ、継承していくことを目指しています。



山の神火祭り

内子町伝統文化継承団体連絡会 加盟団体	
	名 称
1	廿日市三島神社獅子舞保存会
2	立山獅子舞芸術保存会
3	寺村獅子舞保存会
4	立石獅子舞保存会
5	小田獅子舞保存会
6	五十崎町秋祭り獅子舞保存会
7	大久保獅子舞保存会
8	立川神楽保存会
9	日之地社切り保存会
10	しゃぎり（とぼしが森三島神社）
11	中川万歳保存会
12	大根一座（伊予万歳）
13	立川三島神社お供相撲
14	臼杵自治会
15	五十崎凧踊り保存会

<具体的な取り組み>

戦略2 - 2 - 1 無形文化財の保護・継承

戦略3 伝統工芸の支援

木蠟産業で栄えた時代より、内子には職人が居を構えていました。内子町で育まれてきた伝統産業として、木蠟を原料にした和ろうそく、また手漉きで作る大洲和紙をはじめ、木工、竹工芸、鍛冶屋、桐下駄など、いろいろな分野で職人が技を振るっています。2006年（平成18年）には、木工、手すき和紙、草木染めなど、手仕事の職人が集う「内子手しごとの会」を結成し、2013年（平成25年）法人化し、その活躍ぶりは、ますます多方面に渡っています。アーティストインレジデンス事業や狂言事業の取り組みでは内子手しごとの会と連携し、大道具や小道具などの舞台道具、また新作狂言「かみあそび」では柿渋染めと切り絵の技法であしらった大洲和紙の着物や袴、スイーツ席用の食器などいろいろなものを製作し話題を呼んでいます。また、内子町の観光物産交流都市で防災協定を結ぶ東京都豊島区の地域文化創造館や小学校での木工や紙透きの体験講座を行ったり、豊島区「としまものづくりメッセ」で販促営業をしたり、姉妹都市のローテンブルグ市（ドイツ）で行灯作り体験講座を行ったりして伝統工芸をとおして幅広く交流を深めています。今後も、連携してこのような活動に力を入れることで、伝統工芸に関心を集め、普及・啓発に繋がり、世襲に限らない後継者の裾野を広げることに繋げていきます。

また町では「内子町の匠づくり奨励金の交付に関する要綱」を定め、大洲和紙や茶の湯炭製造等において、専門的な知識及び技術を修得しようとする者に対し、奨励金を交付し、本町の伝統産業の後継者の育成を支援しています。



内子手しごとの会製作
スイーツ食器（狂言にて）



内子ねき教室（豊島区）

内子町の文化遺産【技】	
	名称
1	手漉き和紙
2	長州大工の足跡
3	和ろうそく
4	桐下駄

<具体的な取り組み>

戦略2 - 3 - 1 後継者の育成

戦略4 町並み、村並み、山並みの風景を守る

内子町の町並み保存の目的は、そこにあるものを活かすまちづくりにあります。都会を目指すのではなく、歴史・風土に培われてきた伝統や文化に価値を見出し、まちに誇りをもって、人々が暮らすまちづくりです。この考え方を根底に、内子のまちづくりは進められており、今では、その考え方は村並み、山並み保存へと広がっています。

村並み保存のトップランナーのひとつに石畳があります。1987年（昭和62年）、地域の若手住民達によって「石畳を思う会」が結成されました。自分たちでポケットマネーを出資し、自ら汗をかき、水車を建設し、それを契機に、開かれる「水車まつり」では毎年2,000人もの人がこの谷間の村に集まります。この農村景観と季節感豊かな食べ物、そして住民の人柄に惹かれてくるリピーターも多くいます。この他、石畳の宿の運営、ホテルの復活、そば処として営農組合の結成、移住者の起業によるパン屋やカフェ営業など、自分たちの地域は自分たちで、という住民自治の自立の一步となっています。山並み保存では、人と山が一体となった「仙」を語源とした、せんの森プロジェクト（内子町山並保全・活用計画書）の下、町の自然のシンボルである「小田深山」を活動フィールドに、小田深山溪谷やブナの森の保全再生、小田深山自然活用マップの作成、自然・文化の継続的調査など保全と活用に向けた活動に取り組んでいます。また、こういう里山の暮らしからヒントを得て、田舎料理を作る体験や農業体験、川遊びなどの大自然体験といったグリーンツーリズムの体験活動にも活用され「住んでよし訪ねてよし美（うま）し内子」の実現に繋がっています。

景観を守るという観点からは、内子町は、2005年（平成17年）、景観法に基づく「景観行政団体」となっており、「内子町景観まちづくり計画」や「内子町景観農業振興整備計画」の下、「町並みも村並みも山並みも美しい内子町」として、本格的に景観まちづくりに取り組んでいます。



「囲炉裏カフェひぬるわ」パン屋（石畳）



石畳の宿のお食事

内子町の文化遺産【風土】	
	名 称
1	小田深山
2	小田川
3	大江文学と大瀬の谷
4	泉谷の棚田
5	麓川の堰群
6	遍路道道標
7	立石・尾首からの眺め

<具体的な取り組み>

戦略2-4-1 観光資源の活用

戦略2-4-2 景観の保全と活用

目標3 内子町の文化芸術を支える体制を強化する

戦略1 町民の文化芸術活動をサポートする

町民アンケートの自由記述にも多く見られたように、文化芸術活動に意欲的な町民に対する活動情報・講師情報などの情報提供以外に、町民が文化芸術活動を行う際の環境や資金的支援が求められています。

文化芸術を鑑賞する場や体験する場として、また活動を発表する場として、町民の身近な存在である自治会館及び自治センターといった地域の施設や内子町ビジターセンターの展示スペースといった公共施設、また内子座など文化ホール機能のある施設など町民に開かれた運営がなされていることが重要です。施設の空き状況をいつでも知ることができたり、講師の情報や参加可能な活動の情報がいつでも入手できたりするような、情報提供をはじめ、いろいろなニーズに応えられる体制を整え、町民の文化芸術活動の一助となるよう環境整備を進めていきます。



ビジターセンター展示スペース

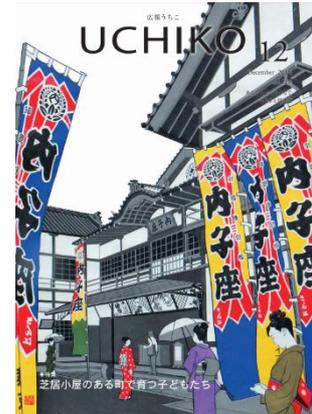
<具体的な取り組み>

戦略3-1-1 体験活動と発表の機会の提供

戦略2 広報活動の強化

情報化社会で世の中には多くの情報があふれていて、世界中の情報がこの内子町にもインターネットの普及で瞬時に伝達される時代です。情報を受ける側にとって選択肢は豊富ですが、情報が多い中で見過ごされてしまったり、そもそも興味・関心の無い情報は、見ても素通りされてしまったりする可能性があります。人気芸能人による興行など、これまでの広報の手法で、入場チケットが即完売するという状況があり、アンテナを張っている層には情報が行き届くということが分かっています。今後は、文化芸術に関する公演や学習の講座等の機会など、町民だけなのか、全国から広く募集したいのか、どの世代に参加して欲しいのかなど、対象となるエリアや世代によって、いかに情報を行き届かせるかが課題となります。

町民に対して広報を行う場合は、町民アンケートの結果を参考に、世代によって60代以上では新聞・テレビ・ラジオ、10～30代では公式ホームページやSNSなどのウェブサイトというように世代別に媒体を選別して効果的なPRを行います。更に、町の発行する「広報うちこ」は、全世帯に愛され親しまれており、町民に信頼されている媒体であることから、広報という媒体は必須です。その他、いろいろな媒体からいろいろな方法でアプローチし、その効果を検証していく必要があります。



「広報うちこ」表紙



内子座フェイスブック

<具体的な取り組み>

- 戦略3-2-1 「広報うちこ」の活用
- 戦略3-2-2 ホームページやSNSなどインターネットの活用
- 戦略3-2-3 新たな情報提供方法の検討

戦略3 取り組みを持続可能にする人材・団体の育成

町民の文化芸術活動の発表の場や機会の充実
はもとより、だれもが将来に渡って文化芸術に
関する興行が打てる環境であるよう、芝居小屋
として特異性のある内子座をはじめとして、町
内のホール施設等において、音響・照明技術や
事業を運営できるマネジメント能力など、文化
芸術活動をサポートする側の人材を育成してい
く必要があります。

地域の伝統文化の継承については、広く町内
全域において体制を整備し、「内子町伝統芸能
まつり」などの催しを通して、その価値の再認
識や次代を担う子どもたちへ伝承の機会とす
るとともに、各団体の活動の活性化を図ります。

また、古くから地域に伝わる伝統芸能を地域ぐ
るみで保存継承するため、技術伝承に取り組む自治会に対し、内子町伝統芸能後継
者育成事業補助金を交付し、地域文化の保存継承及び郷土愛の醸成を図るなど、必
要な情報発信・共有、担い手の育成などを積極的に支援していきます。

加えて、地域の文化芸術活動を進めるに当たっては文化ボランティアも文化芸術
活動を支える重要な人材であり、専門的な知見を有する人材の参加も期待されてい
ます。



音響・照明・話し方講座



ボランティア照明スタッフ

<具体的な取り組み>

戦略3-3-1 文化芸術活動を支える人材・団体の育成

戦略4 文化芸術に係る財源確保の仕組みづくり

町のシンボルであり町民の誇りともいうべき、内子の文化芸術を育んできた芝居小屋の内子座を核とし、次の100年に向かって、更なる町の文化力向上のため、町の文化芸術活動の継承や創造・振興を図らなければなりません。ソフト面のみならずハード事業においても、内子座の保存修理工事が目前に控えている他、他のホール施設も経過年数を経て修理工事の必要に迫られている状況下で、財源確保は急務の課題です。そのためには、町の財政事情も考慮し、町の予算確保もさることながら、国・県等の公的補助金や助成金を効果的に活用するなど、確実に資金を調達する仕組みづくりが求められています。

地域の文化芸術の継承、発展及び創造において企業等の民間事業者の社会的責任（CSR）が重視されている昨今、町の文化創造事業に対し協賛する企業等が名乗りを上げ、支援する仕組みも少しずつ形になってきました。今後も、地域の文化芸術活動の支援のみならず、文化芸術団体や文化施設の運営等に対して協力を求めています。そのことで、企業等の民間事業者は文化芸術活動等の文化事業に貢献していることを広報され、社会に知らしめることで企業の社会的責任を果たしていることをアピールできる機会となります。

また、内子座には「内子座とっておき友の会」という会費制の会員組織があり、芸術文化に広く関心を持つ会員によって構成され、優れた演劇や音楽等を提供し、地域文化の発展に寄与することを目的に設置されています。言わば内子座を愛するファンクラブのような存在です。このように、企業に限らず個人においても、内子座のファン、ひいては内子町ファンとして、町内に限らず広く県外からも希望する誰もが、文化芸術事業に対して応援できる仕組みづくりも検討していきます。



復元した内子座の広告看板



内子座スポンサー幟

<具体的な取り組み>

戦略3-4-1 資金調達方法の検討

(2) 計画の体系





五十崎社中ギルディング技法

5. 計画の進捗管理

(1) 各主体の役割

(2) 計画の推進管理

5. 計画の進捗管理

(1) 各主体の役割

文化芸術振興を推進していくためには、町民、各種団体、行政が相互に連携・協働を図っていくことが不可欠です。

町民

文化芸術活動の推進の主役は町民です。町民一人ひとりが文化芸術に触れ、興味・関心を持ち、積極的に文化芸術を推進していく役割を担っています。また、地域の古き良き伝統文化を守り、活用し、次世代へ継承することの、当事者としての重要な役割も担っています。

各種団体

各文化芸術団体の活動は、文化芸術の推進において重要な役割を担っており、町民の文化芸術活動の基盤となっています。
また、文化芸術活動をサポートする側として、企業や団体、個人に至るまで協賛等の支援やボランティア等の協力により、協働して文化芸術を推進していくことが期待されています。

行政

町民の参画の推進と文化創造事業実行委員会の強化を図り、行政全般を文化芸術の視点から捉えて施策判断に活用するよう努めます。
文化施設等を適切に運営し、文化芸術活動の場の充実や積極的な情報提供を行い、町民が活動しやすい環境づくりを進めることが行政の役割であると考えます。町民や活動団体との相互関係の構築を図りながら、本町の特性を生かした文化芸術振興を進めていきます。

(2) 計画の推進体制

本計画を着実に推進し、実効性を高めるためには、計画の進行管理を行うことが必要になります。学識経験者、専門家及び町民・担当職員から構成する内子町文化創造事業実行委員会で、事業毎に評価を行い、成果を検証することで、計画の総合的な推進を図ります。

本計画の進捗管理・評価は、町民や議会からの意見等をふまえながら、点検・評価を通じて抽出された課題を、内子町文化創造事業実行委員会で諮問し、P D C A（計画－実行－評価－改善）サイクルで、改善策へと繋げるように見直しを行います。





小田燈籠祭り

6. 資料

- (1) 内子町の文化財
- (2) 文化施設の概要
- (3) 文化芸術を考える町民アンケート結果
- (4) 内子町文化創造事業実行委員会要綱
- (5) 策定の経緯
- (6) 文化芸術基本法

6. 資料

(1) 内子町の文化財

① 国県指定・選定・登録文化財

国指定

	名 称	所在地
1	上芳我家住宅	内子
2	本芳我家住宅	内子
3	大村家住宅	内子
4	内子座	内子
5	内子及び周辺地域の製蠟用具	内子

国選定

	名 称	所在地
1	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	内子・城廻

国登録

	名 称	所在地
1	都築酒店店舗及び主屋	小田
2	論田の西井出堰	論田
3	上田家石垣	袋口
4	旧下芳我家住宅主屋・隠居屋	内子
5	河内家住宅主屋・土蔵・井戸	五百木
6	旭館	内子

県指定

	名 称	所在地
1	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像（三体）	五十崎
2	五十崎大風合戦	五十崎・平岡
3	乳出の大イチョウ	中川
4	イチイガシ	本川
5	ケヤキ	本川
6	世善桜	上川
7	石畳東のシダレザクラ	石畳

②町指定文化財

	名 称	所在地		名 称	所在地
1	高昌寺伽藍	城廻	23	御調神社神号扁額 (加藤泰衞書)	大瀬北
2	とぼしが森三島神社本 殿及び拝殿	大瀬中央	24	船戸神社神号扁額 (加藤泰周書)	論田
3	北表三島神社本殿及び 拝殿	北表	25	高昌寺大雄殿扁額 (加藤泰候書)	城廻
4	紙本著色涅槃図 (加藤泰恒筆)	内子	26	六日市八幡神社算額 (岩田清謹奉納)	内子
5	紙本著色神仏降臨曼荼 羅図	平岡	27	臼杵三島神社神号扁額 (三輪田米山書)	臼杵
6	木造阿弥陀如来坐像	大瀬中央	28	大洲和紙	平岡
7	木造観世音菩薩坐像	大久喜	29	五十崎宇都宮神社絵馬 (大壑山樵筆五十崎図)	五十崎
8	木造阿弥陀三尊像	内子	30	岡森神社絵馬(大壑山 樵筆天神図)	平岡
9	木造釈迦如来立像	小田	31	河内の屋根付き橋	河内
10	木造地藏菩薩立像	上田渡	32	一本松の大師堂	論田
11	木造神像群	河内	33	西光寺の大師堂	五百木
12	木造神像群及び木造狛 犬	川中	34	元袋口の大師堂	袋口
13	石造聖観音菩薩立像	立山	35	滝の花の大師堂	石畳
14	木造阿弥陀如来坐像及 び木造十一面観世音菩 薩坐像	大瀬東	36	甲影山の観音寺	大瀬北
15	竹寸切唐詩花生(長野 照次郎作)	内子	37	恵美須神板木	内子
16	懸仏	内子	38	喜多郡一宮三島神社絵 馬(佐藤秀文筆)	川中
17	三島本宮略縁誌	大瀬中央	39	六日市八幡神社絵馬 (佐藤秀文筆)	内子
18	内ノ子騒動仰書	内子	40	宮ノ成の籠松堂	河内
19	広口壺形土器	五十崎	41	山の神火祭り	寺村
20	萬福寺寺号扁額 (伝盤珪禪師書)	大瀬中央	42	立川神楽	川中
21	北表三島神社算額 (大野猶吉奉納)	五十崎	43	喜多郡一宮三島神社祭 礼行事 しゃぎり	川中
22	とぼしが森三島神社甲 冑	内子	44	喜多郡一宮三島神社祭 礼行事 獅子舞	立山

	名 称	所在地		名 称	所在地
45	喜多郡一宮三島神社祭 礼行事 御供相撲	川中	71	河内砦のヤブツバキ	五百木
46	中川万歳	中川	72	水戸森のイヌマキ	五百木
47	河内駿河守吉行の墓	五十崎	73	東のムクロジ	石畳
48	内子願成寺の宝篋印塔	内子	74	高屋のハゼノキ群落	五百木
49	龍王城跡	五十崎	75	深谷のイロハモミジ	村前
50	四兵衛の墓	大久喜	76	知清の大スギ	知清
51	岡崎治郎左衛門の墓	五十崎	77	弦巻のヤブツバキ	福岡
52	宗昌禅定門の墓	平岡	78	入船のヤブツバキ	福岡
53	登貴姫の墓と八房の梅	寺村	79	五十崎宇都宮神社のネ ズミサシ	五十崎
54	曾根城跡	城廻	80	高藤のゴヨウマツ	石畳
55	弓削神社の境内	石畳	81	河内のヒイラギ	論田
56	御調神社の社叢	大瀬北	82	イスノキ群落	五百木
57	六日市八幡神社のイチ ョウ	内子	83	横山のアラカシ	立山
58	北浦のムクノキ	北表	84	子レノ宮のイヌマキ	立山
59	大久保のコノテガシワ	重松	85	九賑峠の大クヌギ	大瀬南
60	山鳥坂のハゼノキ	山鳥坂	86	天満神社のイチイガン	吉野川
61	和泉のヒイラギ	石畳	87	愛宕の大ヒノキ	小田
62	中岡のナツメ	大瀬北	88	中川三島神社の兄弟カ ヤ	中川
63	鈴木のカゴノキ	袋口	89	薬師の大イチョウ	上川
64	土井のクロガネモチ	内子	90	八万河原の夫婦ヤナギ	上川
65	池田天神宮の社叢	大瀬南	91	平岡のムクノキ	平岡
66	豊秋河原のエノキ	平岡	92	大久保のカゴノキ	大瀬中 央
67	坪江庵のヤブツバキ	大久喜	93	川中中組のムクノキ	川中
68	坪江庵のイチョウ	大久喜	94	上立山のハゼノキ群落	立山
69	清田のムクノキ	河内	95	愛宕山の二本スギ	立石
70	峰ノ成のイチョウ	石畳			

(2) 文化施設の概要

① ホール機能を持つ文化施設

地域	施設名	管理	建築年	収容人数	2018 年間利用者
内子	内子座	町	1916	650	8,486
五十崎	内子町共生館	町	1994	538	14,771
小田	内子町文化交流センタースバル	町	1999	550	5,459

内子座

内子座は、大正天皇の即位を記念して、芸術・芸能を愛好する地元有志により1916年（大正5年）に建てられた芝居小屋です。木造2階建て瓦葺き入母屋作りで、回り舞台や花道、枱席などを整えた劇場で芝居などが盛



んに公演されました。その後時代の変遷とともに映画館や商工会館に転用され、部分的な改修が繰り返されました。やがて老朽化のため取り壊しも検討されましたが、1965年（昭和40年）に始まる内子町の歴史的環境保全運動の一環として保存の機運が高まり、3年の改修工事を経て、1985年（昭和60年）に復原完成しました。

現在は、町内外の文化芸術活動の拠点として活用されています。2015年（平成27年）に国の重要文化財に指定されました。2016年（平成28年）に創建100周年を迎えました。

内子町共生館

小田川沿い内子町役場近くに位置する五十崎自治センターの1階にあります。1994年（平成6年）に建てられました。



共生館ホールは486.70㎡ありとても広く、音響や照明設備も充実しています。手頃な使用料で本格的な設備を備えたホールを使用できることから、地域の太鼓グループやオーケストラなどに人気で、練習・本番にと毎日のように利用されています。共生館ホールの設備の中で最も特徴的なのが可動式の客席です。共生館ホール、会議室、図書室、創作室、調理室などのたくさんの施設があり、多くの方に利用されています。

内子町文化交流センタースバル

内子町の小田地区に位置し、1999年（平成11年）に建てられました。施設の名称である「スバル」という名前は星の集団「プレアデス星団」の和名「すばる」にちなんでいます。



この「すばる」は集まって一つになるという意味の「統（す）ばる」という日本語です。希望と夢は大きくそして力強く、果てしない宇宙に輝く星座のように、集える人達が輝き、実現するよう一つにまとまり、そして町民の和が出来るようにとの願いを込めてこの名前がつけられました。現在では、大ホールを使ったコンサート会場や地元のイベント会場、または地域内を問わず様々な団体が活動の舞台として利用をしています。

②博物館機能を持つ文化施設

地域	施設名	管理	開館年	2018 年間来訪者数
内子	木蠟資料館・上芳我邸	町	1980	15,385
五十崎	五十崎凧博物館	町	1989	1,495
内子	商いと暮らし博物館	町	1990	11,793

木蠟資料館上芳我邸

上芳我家は、内子の木蠟生産の基礎を築き、その発展の中心となった芳我家の分家で、1861年（文久元年）に現在地に出店を構えました。本家を本芳我家と呼ぶのに対して、上芳我家と通称されています。主屋は内子の木蠟産業の最盛期であった1894年（明治27年）に上棟されました。邸内には釜場、出店倉、物置などの木蠟生産施設も一体で残されており、往時の暮らしぶりや地場産業と住宅の関わりをうかがうことができます。



現在は、「木蠟資料館上芳我邸」として町が管理運営しています。邸内には展示棟を設け、木蠟生産の工程の模型や、重要有形民俗文化財に指定された内子及び周辺地域の製蠟用具 1,444 点の一部を展示しています。

商いと暮らし博物館

江戸から明治時代の商家を活用した「商いと暮らし博物館」。薬局の店舗と家屋を再現し、棚に並ぶ薬や雑貨、看板や商品の数々は懐かしさを感じさせるものばかりです。更に、展示スペースへ入ると食事風景や炊事の様子などをリアルな人形をつかって紹介していて、生活の一コマを語るセリフにも当時の暮らしぶりが伺えます。他にも、地域の歴史や風俗、郷土の人物などについても模型、パネルを用いて紹介しており、商家の暮らしぶりや、内子町の歴史や風俗などを学ぶことができます。



五十崎凧博物館

五十崎地区の伝承行事として有名な大凧合戦があります。地元のけんか凧を含む日本や世界各地の凧を集めて、常時 400 点を展示している建物が「五十崎凧博物館」になります。1989 年（平成元年）に立てられました。館内に入ると目に入ってくるタテ 7m、ヨコ 6m ある「大凧」は迫力満点で、合戦に使用される「けんか凧」や凧糸にづける独特の刃物「かがり」などの道具が間近で見られ、凧文化に触れることができます。予約をすれば「凧づくり」体験ができ、入館者には貸し凧（無料）も行っています。



③図書館機能を持つ施設

地域	施設名	管理	2018 蔵書数	2018 年間 利用者数
内子	内子町図書情報館	町	83,280	30,076
五十崎	内子町図書情報館五十崎分館	町	16,518	930
小田	内子町図書情報館小田分館	町	20,845	1,681

内子町図書情報館

この施設は、2004 年（平成 16 年）に開館しました。

外観は内子の町並みに合わせた蔵のような造りになっています。内子町に居住または通



勤、通学している人や、隣接している市町に居住している方は誰でも利用することができます。森の中の木の下で読書をするというコンセプトで造られた建物。例えば、天井を見上げると柱やはりが木の枝のようにはりめぐらされ、本棚の上に設置された照明は、顔を出した新芽のように可愛く作られていました。床はじゅうたんになっていて、スリッパは使用しません。子どもたちが絵本を選びそのまま床に座って、お母さんと一緒に本を読むなど、のびのびと自由に本にふれることができるよう配慮されています。

83,000冊以上の蔵書がある他、たくさんの資料がありますが、特に内子町出身の大江健三郎氏の作品や郷土内子に関する資料、エコライフに関する資料は多く揃っています。2018年度（平成30年度）には年間30,076人の方が利用しています。

内子町図書情報館五十崎分館 （五十崎自治センター館内）

五十崎自治センターの2階に内子町図書情報館の分館として図書室があります。16,000冊以上の蔵書があり、小さい子どもが利用する絵本コーナーはクッション性のあるフロアで靴を脱いで上がるように、小さい子どもに配慮された部屋になっています。2018年度（平成30年度）には年間930人の方が利用しています。



内子町図書情報館小田分館 （小田自治センター館内）

内子町文化交流施設スバル（小田自治センター）の1階に内子町図書情報館の分館として図書室があります。20,000冊以上の蔵書や小さなお子様向けのDVDなど視聴覚教材もあり、明るく広いので親子連れや学生もよく利用します。

2018年度（平成30年度）には年間1,681人の方が利用しています。



(3) 文化芸術を考える町民アンケート結果

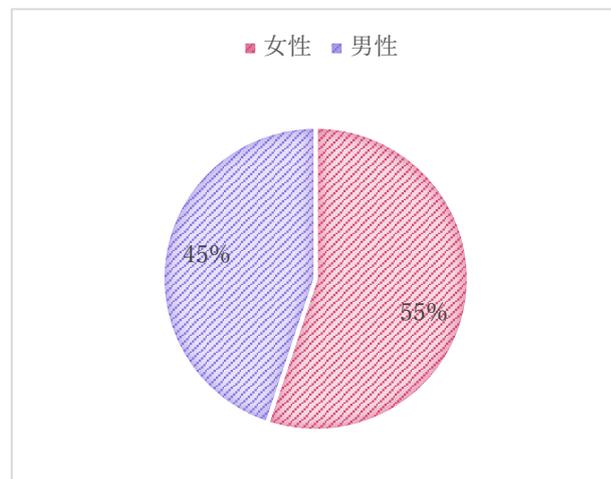
■アンケート上で「文化芸術」とは、人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、広く芸術・文化を鑑賞し、創造し、又はこれに参加することを意味します。

<実施概要>

- 内 容：文化芸術に関する項目（全16問／A3両面1枚）
- 対 象：町内全域。無作為抽出。16歳～80歳代 男女各60名 計960名
（内訳：男480・女480／五十崎312・内子531・小田117）
- 実施期間：令和元年5月24日 ～ 6月30日
- 方 法：郵送による回収
- 回 答 数：353（回収率37%）

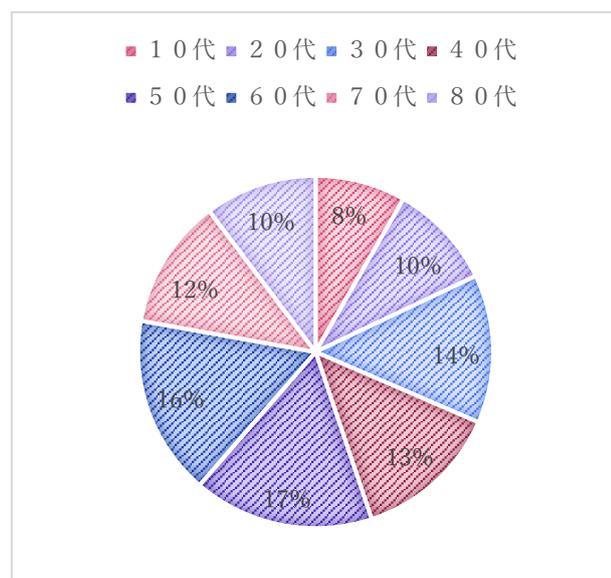
ア) 性別

性別	回答数	割合
女性	194	55%
男性	158	45%
未回答	1	



イ) 年齢

年齢	回答数	割合
10代	29	8%
20代	34	10%
30代	48	14%
40代	47	13%
50代	58	17%
60代	58	16%
70代	42	12%
80代	36	10%
未回答	1	

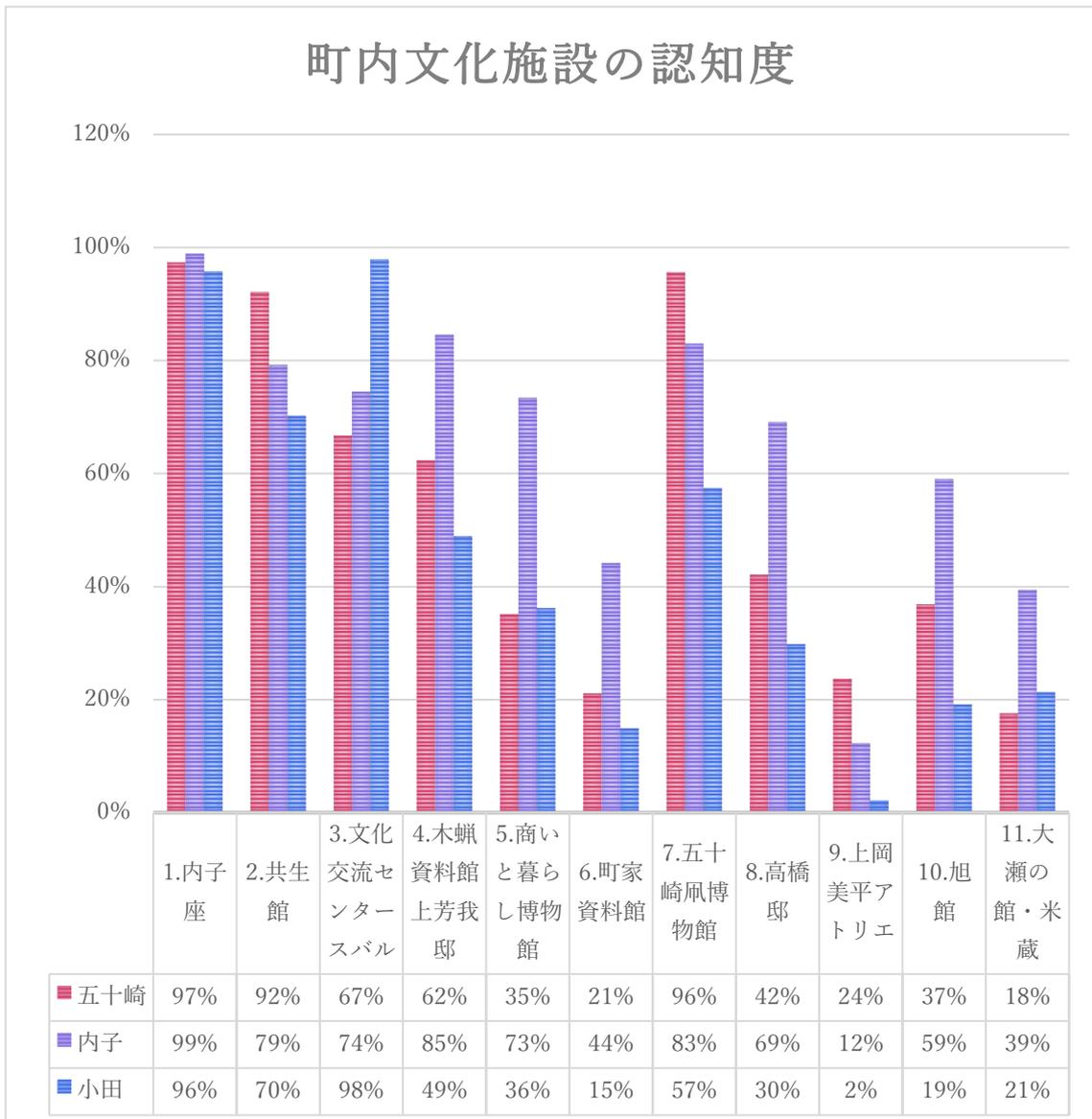


ウ) お住まいの地域

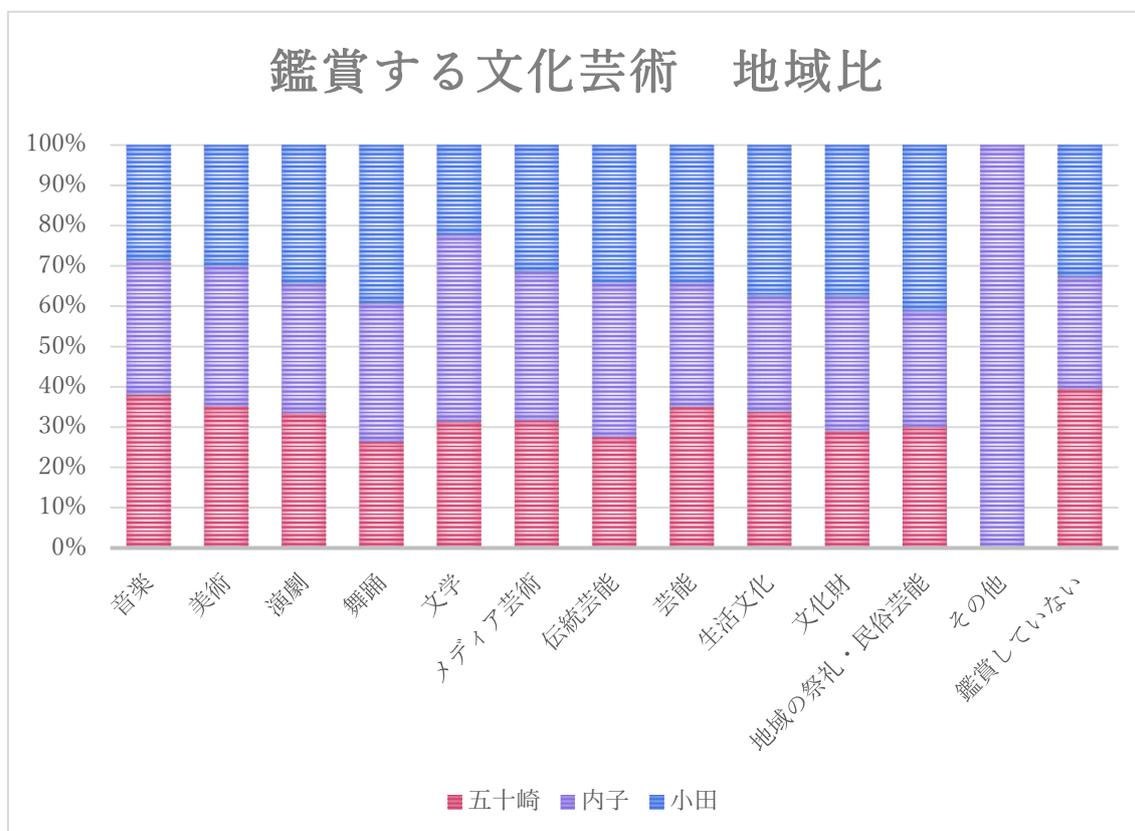
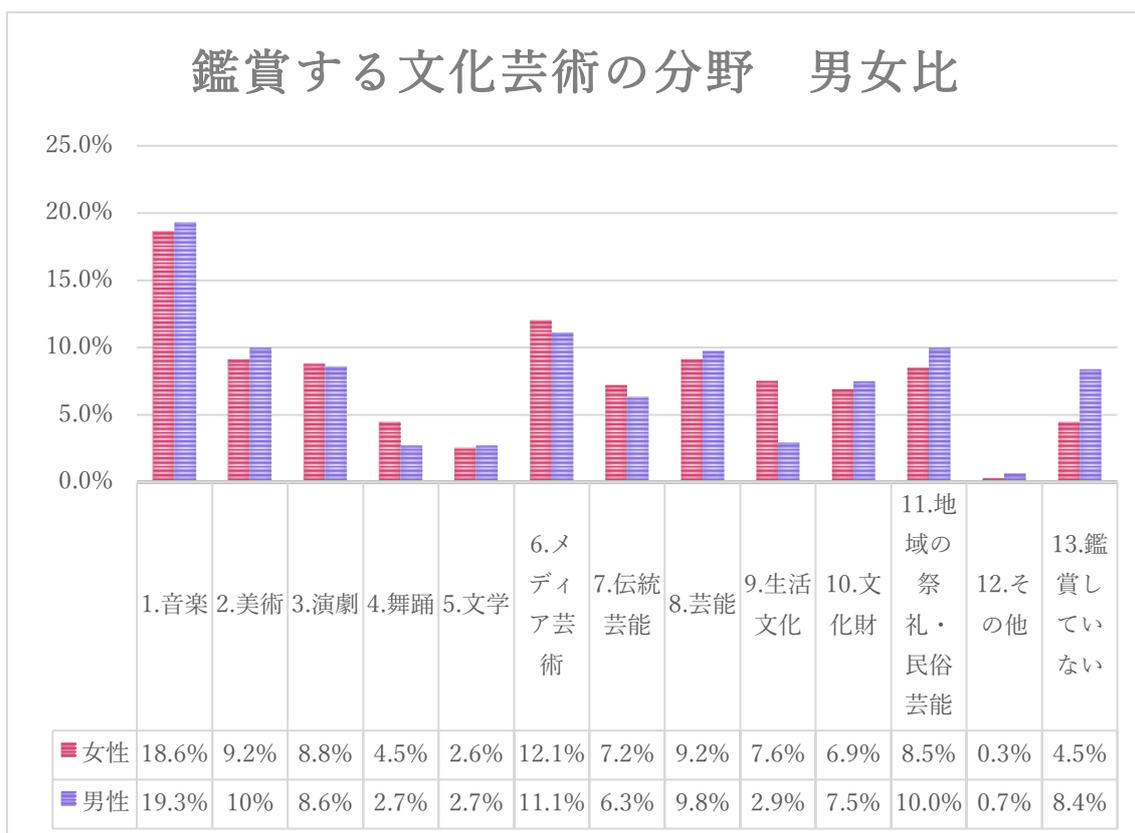
地区	回答数	割合
五十崎	114	32%
内子	188	53%
小田	47	14%
未回答	4	1%



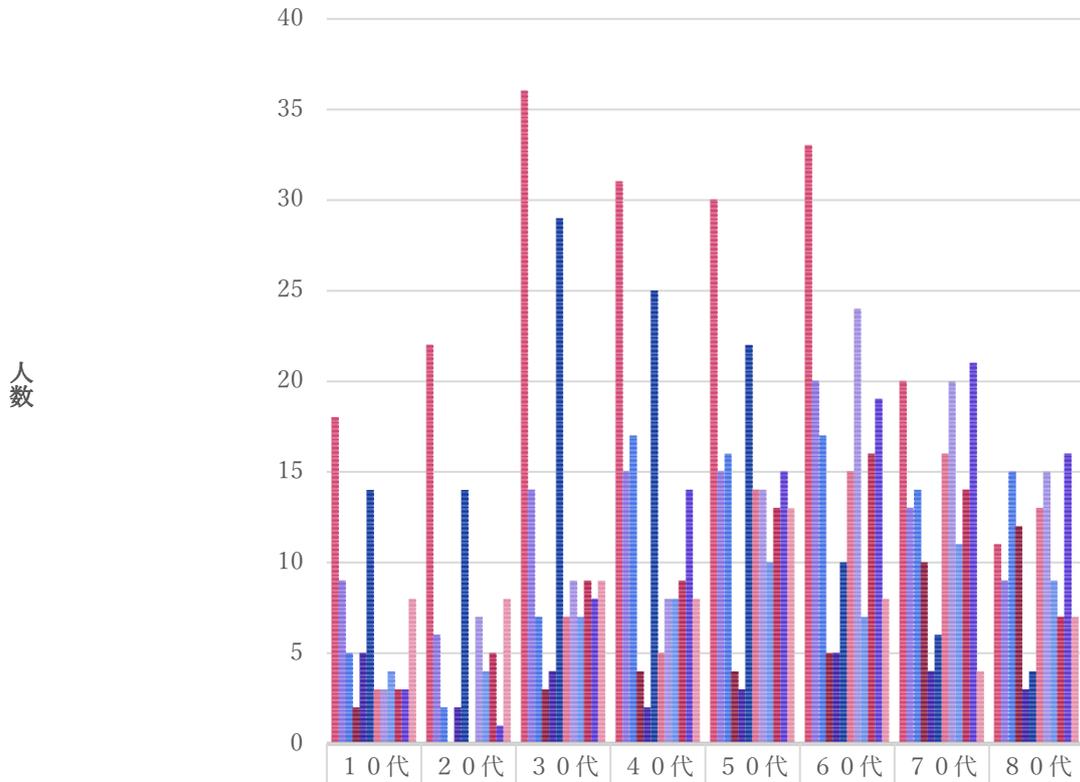
エ) 知っている内子町のホールや博物館等はどれですか (複数回答可)



オ) あなたの鑑賞する文化芸術の分野は、何ですか（複数回答可）

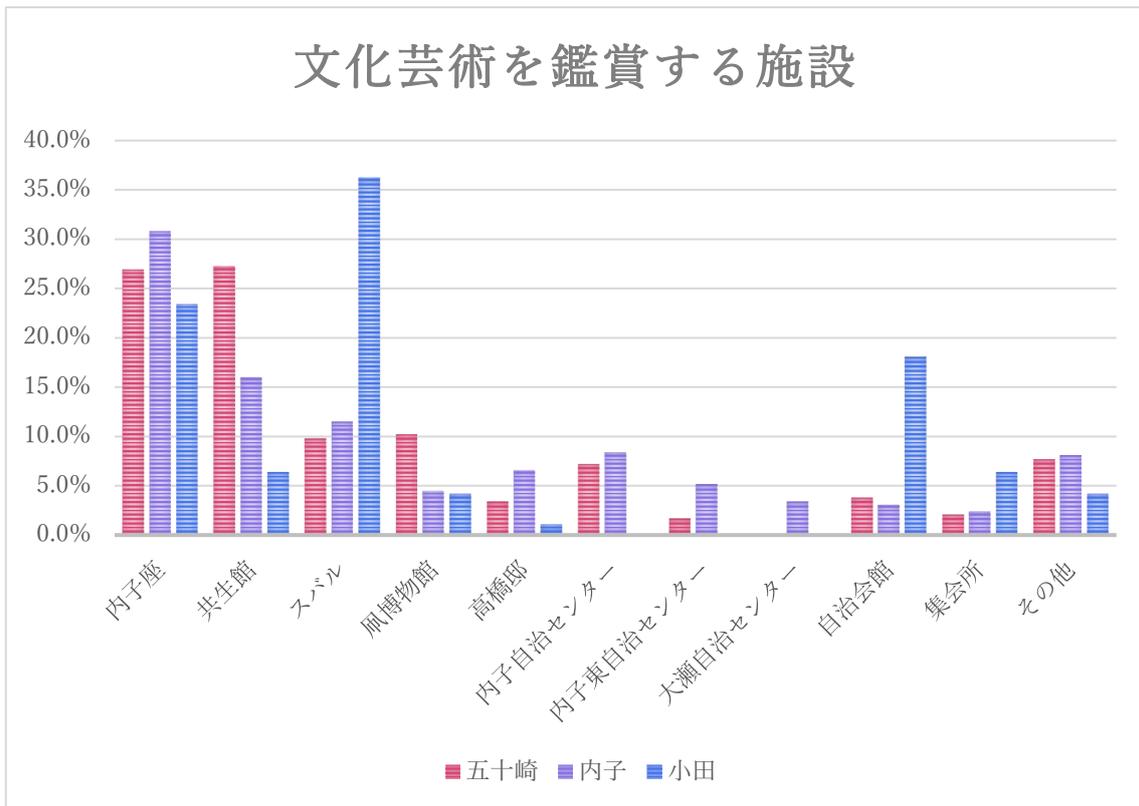


鑑賞する文化芸術の分野 世代比

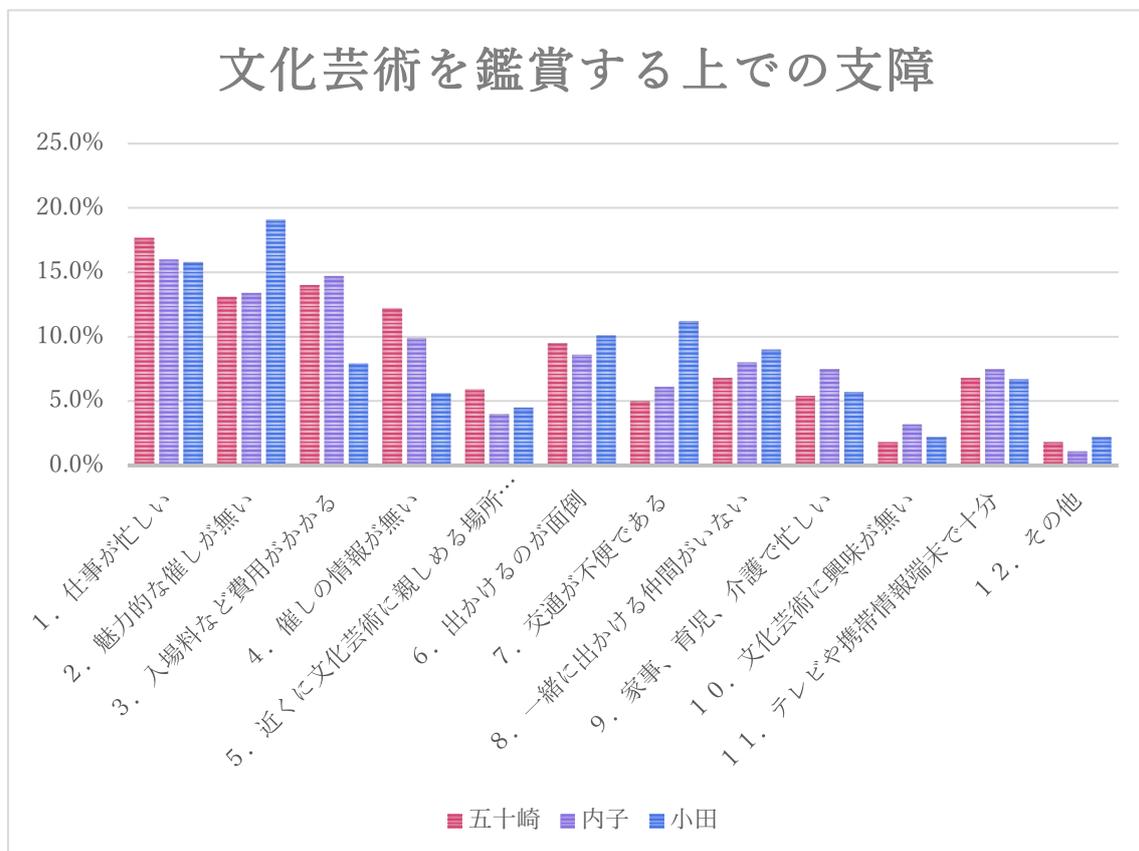


■ 1.音楽	18	22	36	31	30	33	20	11
■ 2.美術	9	6	14	15	15	20	13	9
■ 3.演劇	5	2	7	17	16	17	14	15
■ 4.舞踊	2	0	3	4	4	5	10	12
■ 5.文学	5	2	4	2	3	5	4	3
■ 6.メディア芸術	14	14	29	25	22	10	6	4
■ 7.伝統芸能	3	0	7	5	14	15	16	13
■ 8.芸能	3	7	9	8	14	24	20	15
■ 9.生活文化	4	4	7	8	10	7	11	9
■ 10.文化財	3	5	9	9	13	16	14	7
■ 11.地域の祭礼・民俗芸能	3	1	8	14	15	19	21	16
■ 13.鑑賞していない	8	8	9	8	13	8	4	7

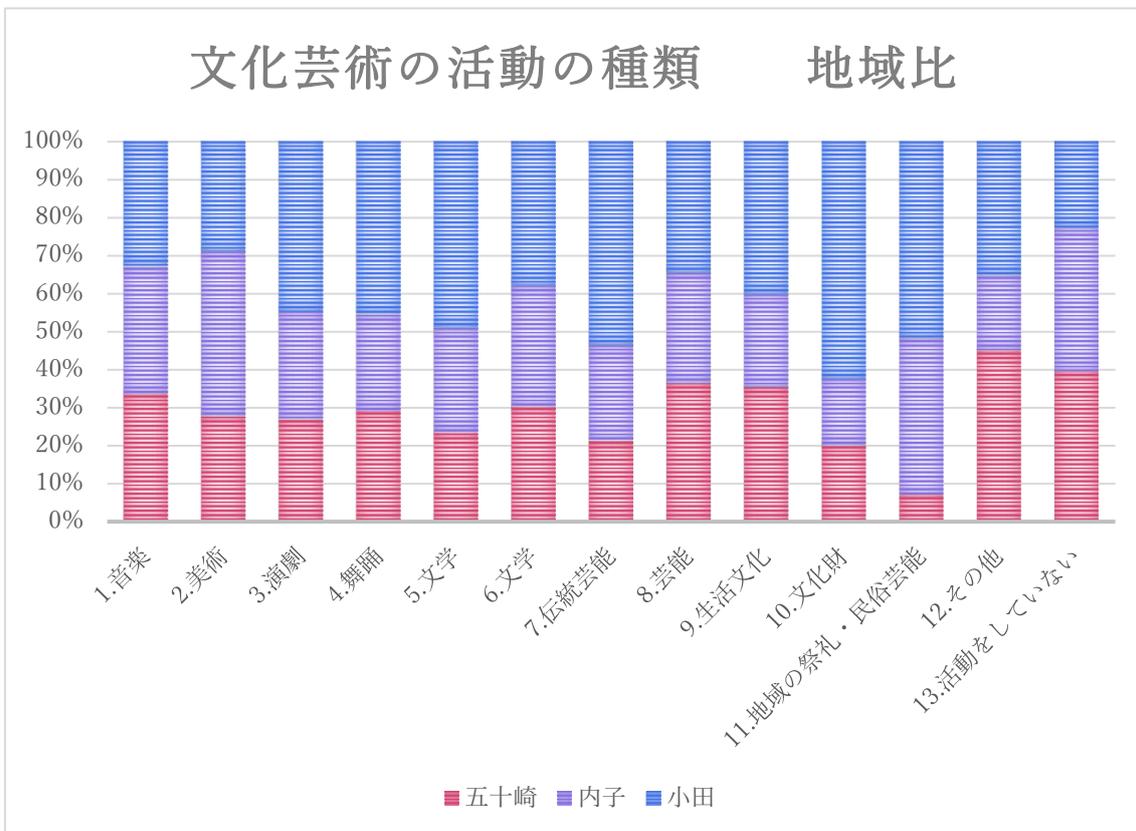
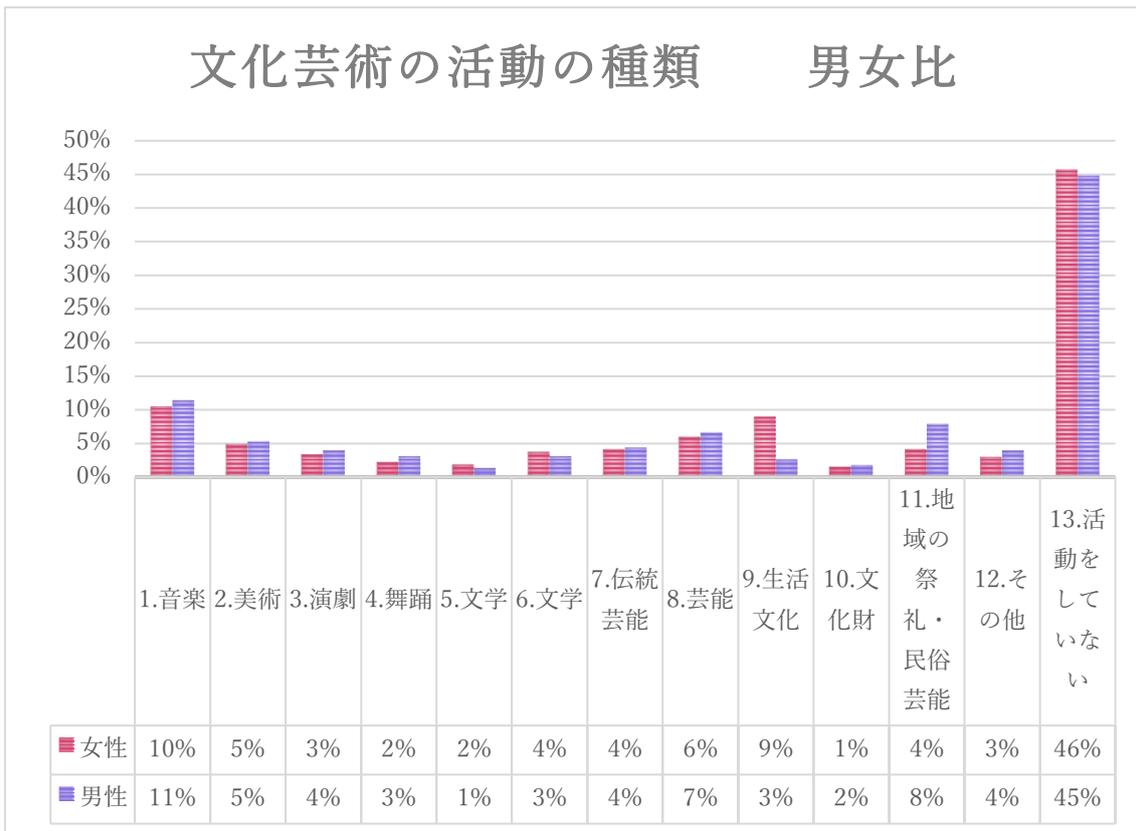
カ) 文化芸術を鑑賞する場所はどこですか（複数回答可）



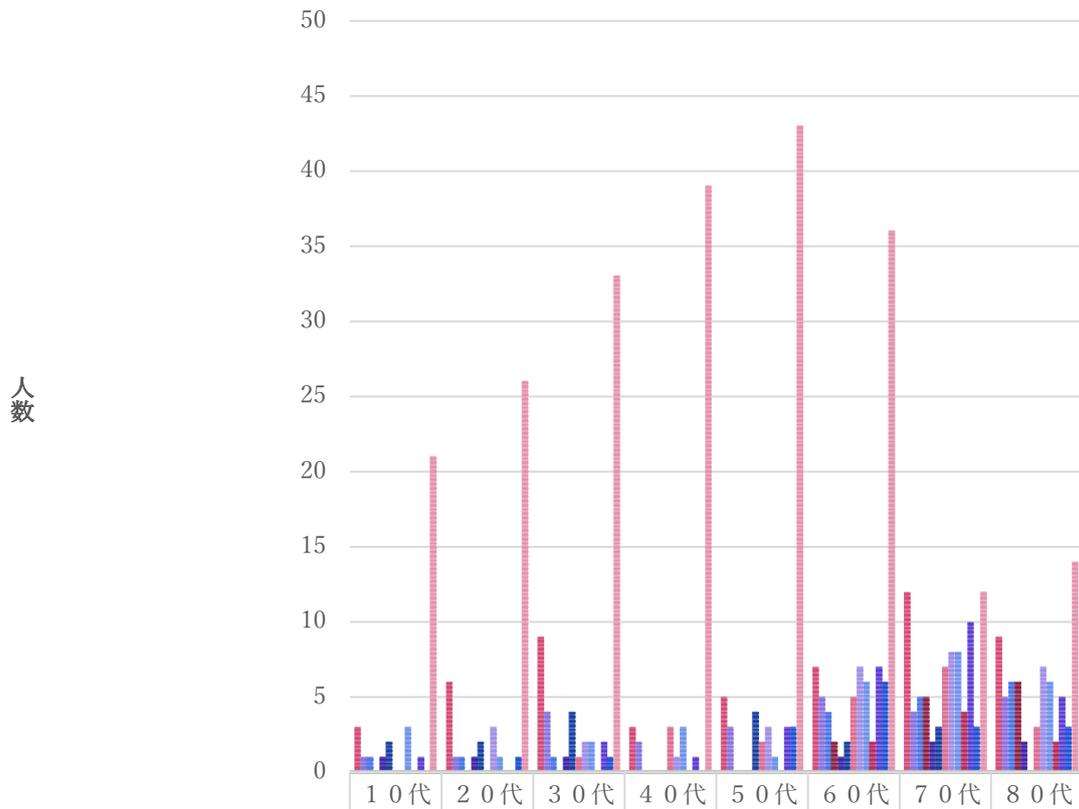
キ) 文化芸術を鑑賞する上で、支障となるのは何ですか（3つ選択）



ク) あなたの行っている文化芸術の活動の内容は何ですか（複数回答可）

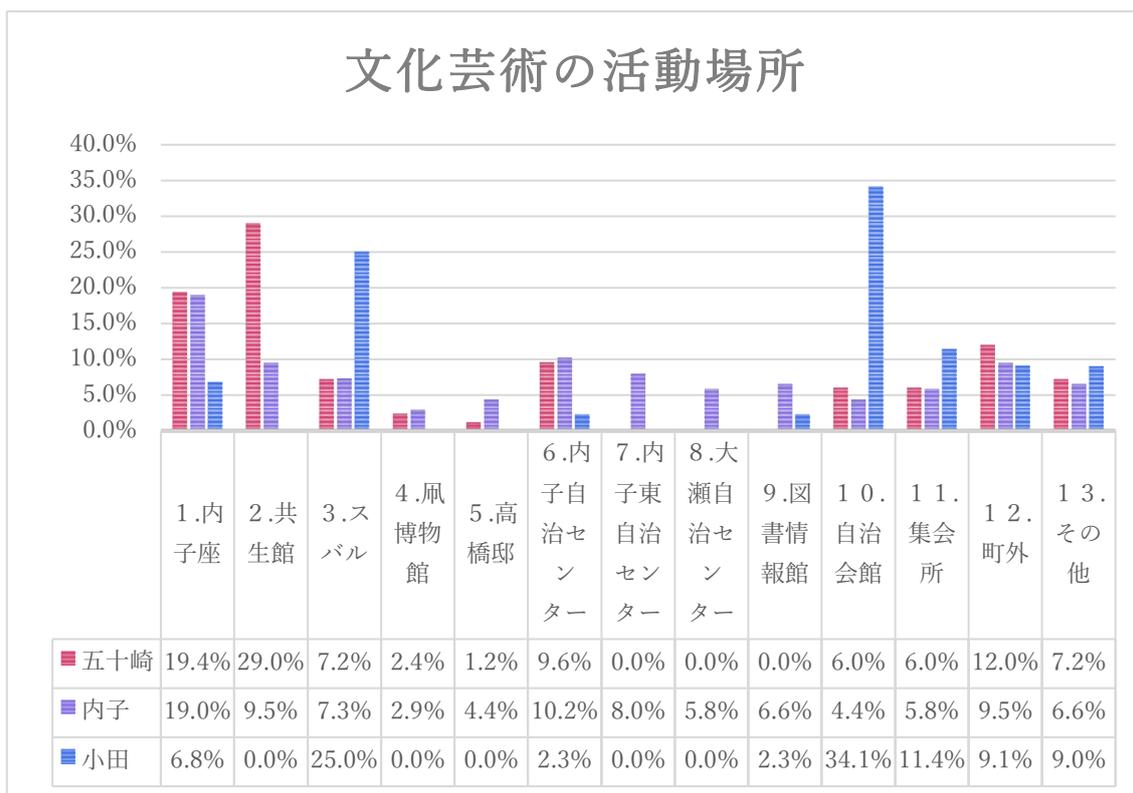


文化芸術の活動の種類 世代比

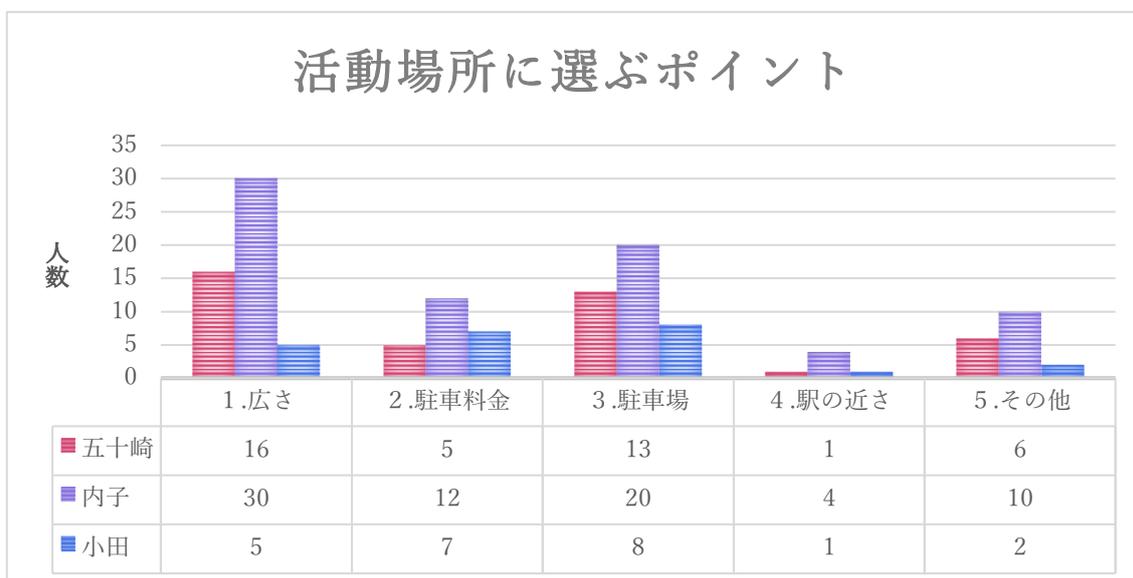


	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
■ 1.音楽	3	6	9	3	5	7	12	9
■ 2.美術	1	1	4	2	3	5	4	5
■ 3.演劇	1	1	1	0	0	4	5	6
■ 4.舞踊	0	0	0	0	0	2	5	6
■ 5.文学	1	1	1	0	0	1	2	2
■ 6.メディア芸術	2	2	4	0	4	2	3	0
■ 7.伝統芸能	0	0	1	3	2	5	7	3
■ 8.芸能	0	3	2	1	3	7	8	7
■ 9.生活文化	3	1	2	3	1	6	8	6
■ 10.文化財	0	0	0	0	0	2	4	2
■ 11.地域の祭礼・民俗芸能	1	0	2	1	3	7	10	5
■ 12.その他	0	1	1	0	3	6	3	3
■ 13.活動していない	21	26	33	39	43	36	12	14

ケ) 文化芸術の活動場所はどこですか（複数回答可）



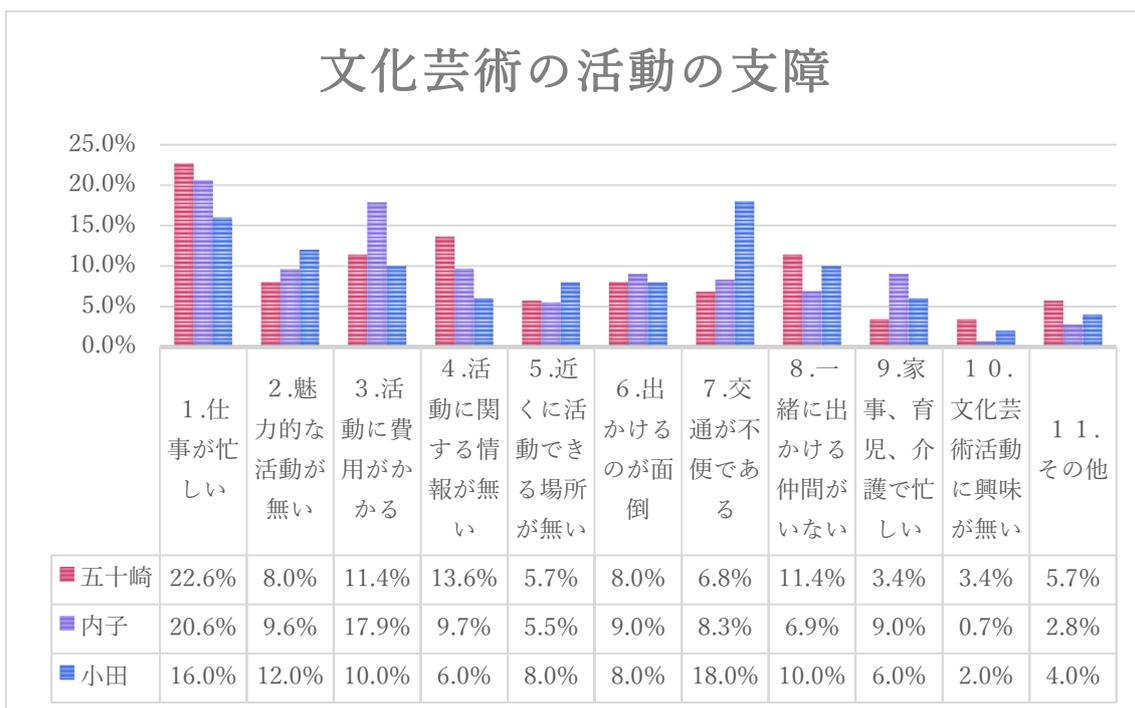
コ) 文化芸術の活動場所を選ぶ一番の理由は何ですか。



【その他】

防音／居心地の良さ／自分は選んでいない／自宅から近い
 利用しやすい／設備が整っている
 遠くても近くても料金がかかっても自分の好みの活動があるかどうか
 ／仲間がいる

サ) 文化芸術の活動を行う上で、支障となるのは何ですか（3つ選択）

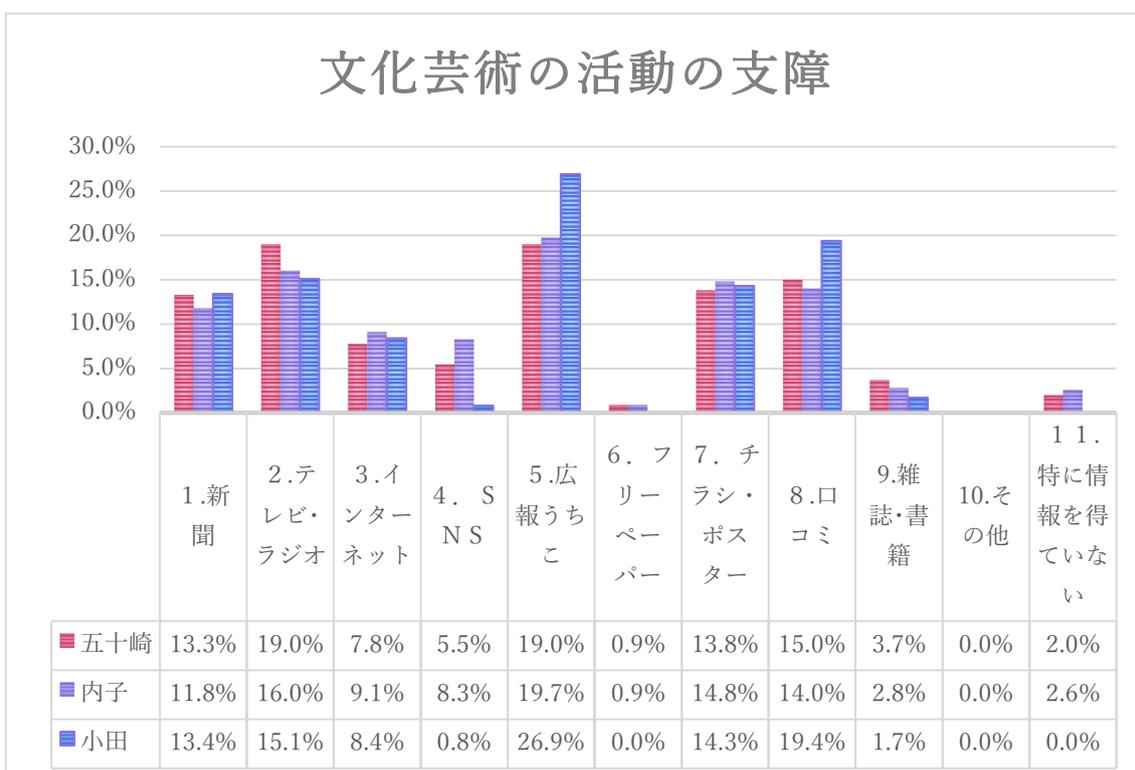


【その他】

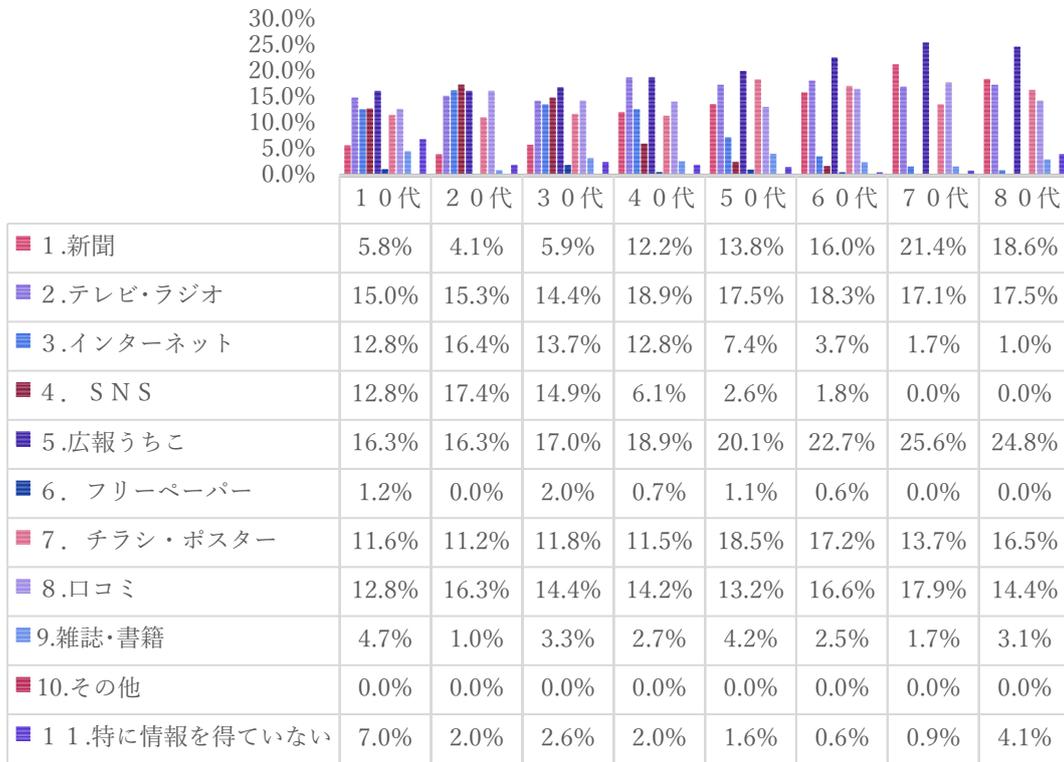
特になし／気分による／活動家の減少／他の活動で手一杯

高齢で活動しづらい／精神的余裕がない

シ) 文化芸術情報は、何で得ますか（複数回答可）

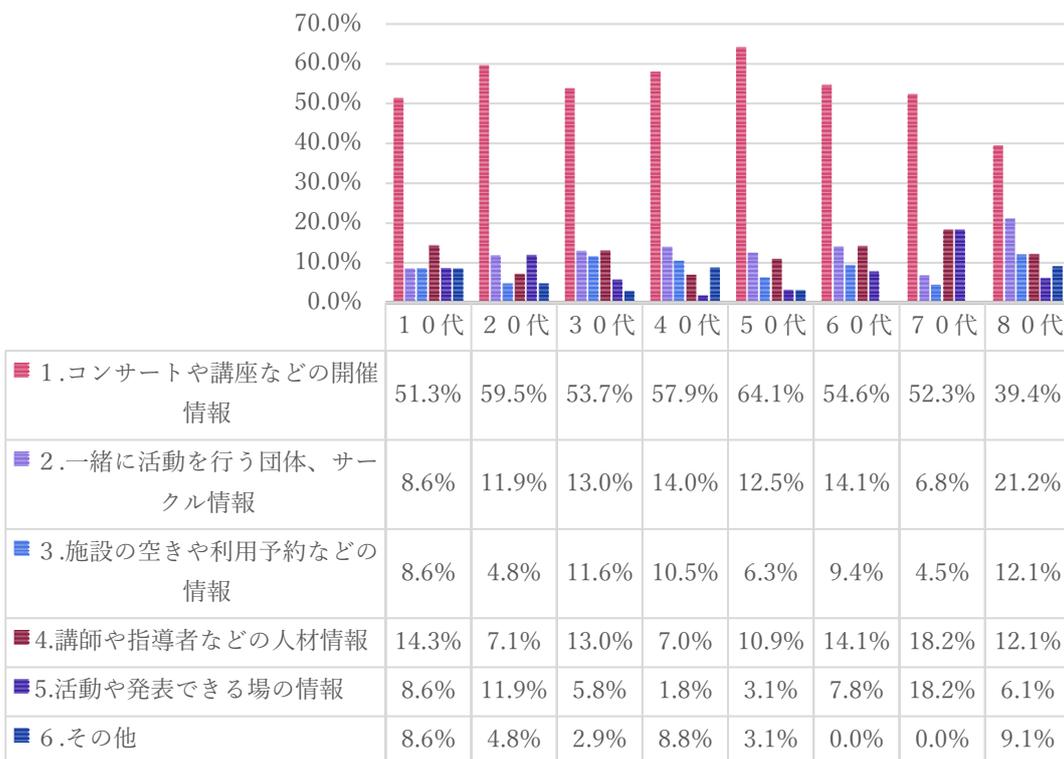


文化芸術の情報源 世代比

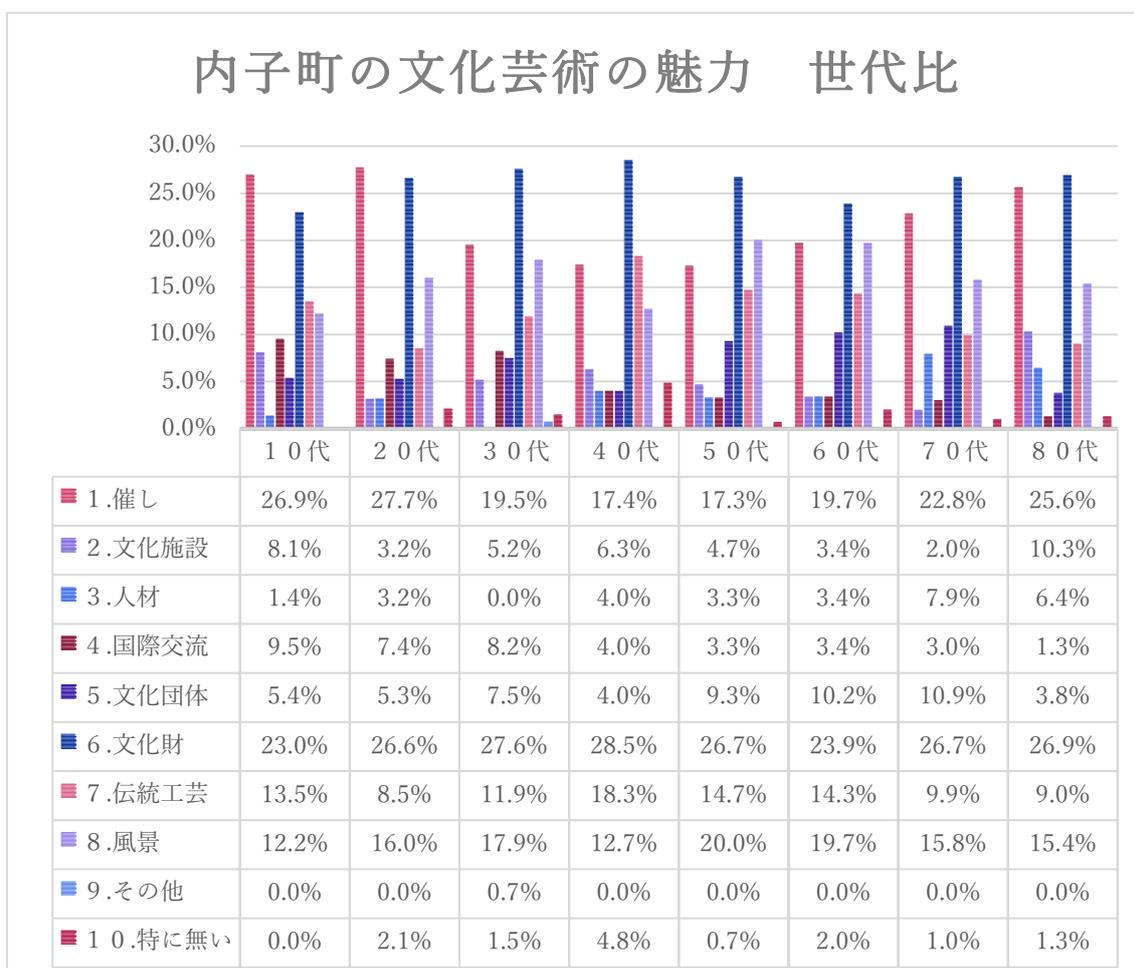
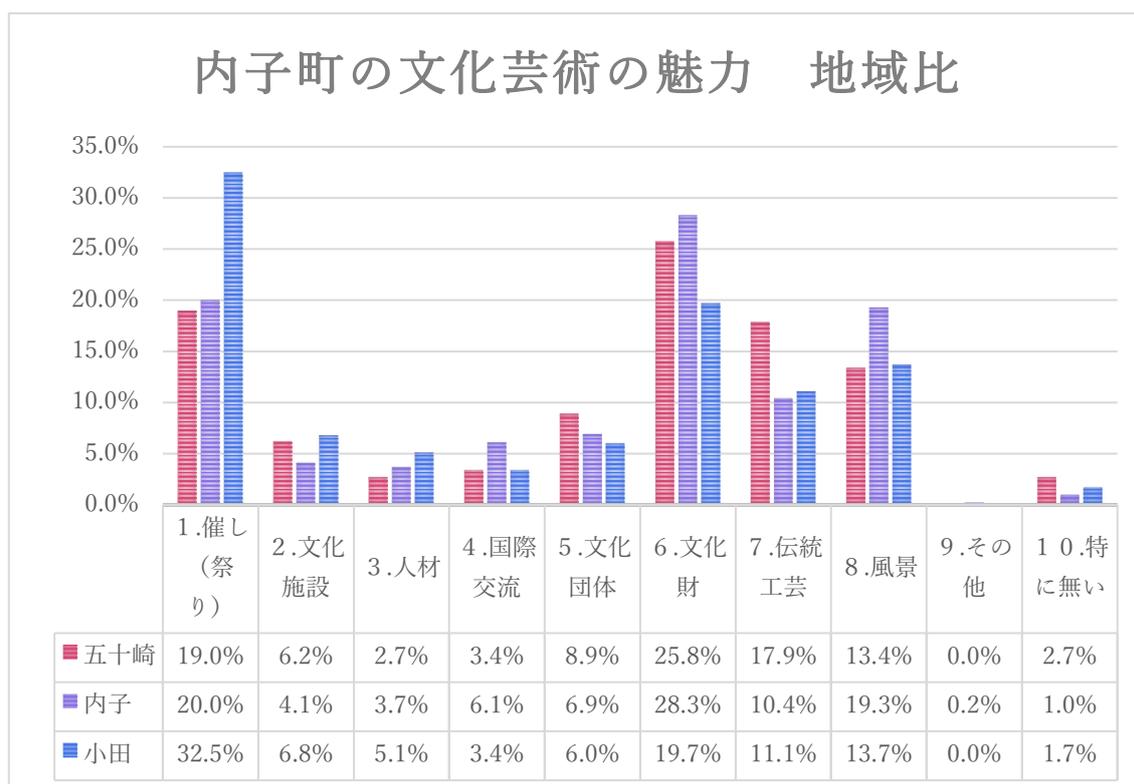


ス) 欲しい文化芸術情報は、何ですか（複数回答可）

文化芸術の情報源 世代比

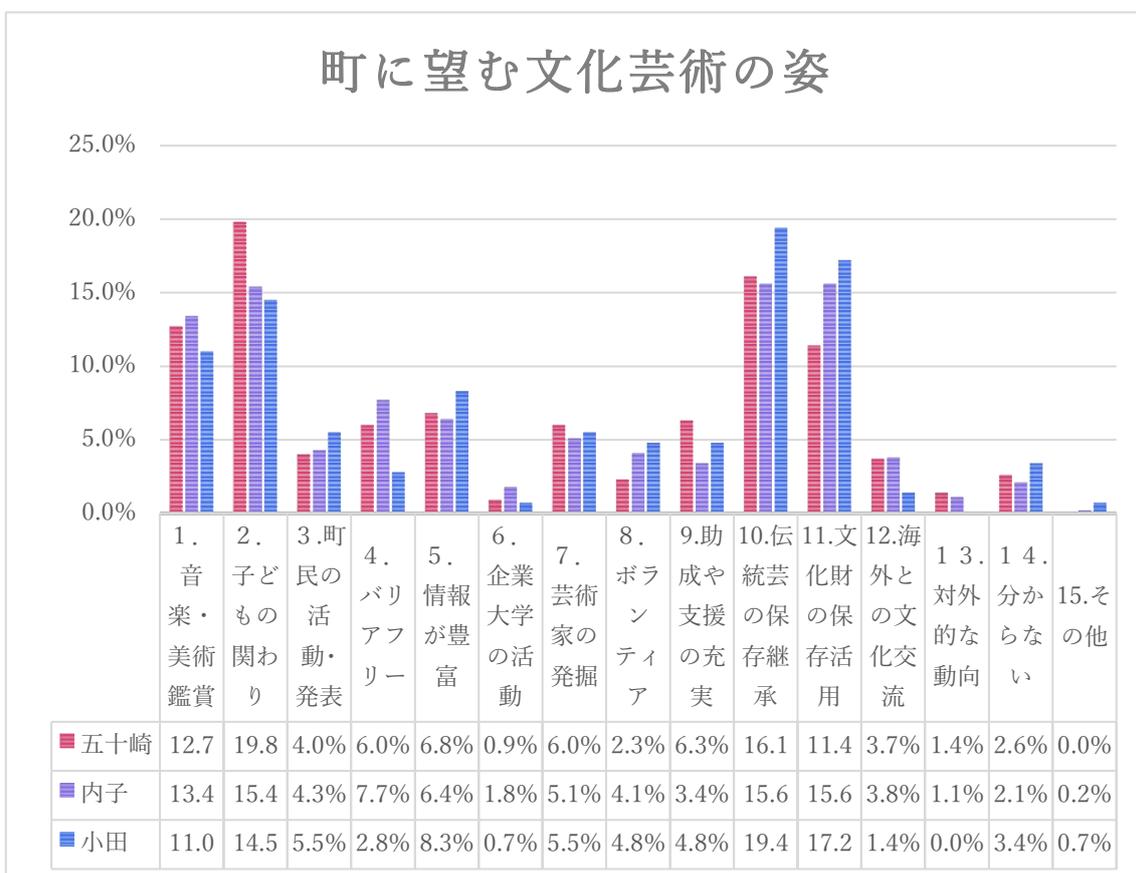


セ) 内子町の文化芸術的な魅力は、何だと思えますか（3つ選択）

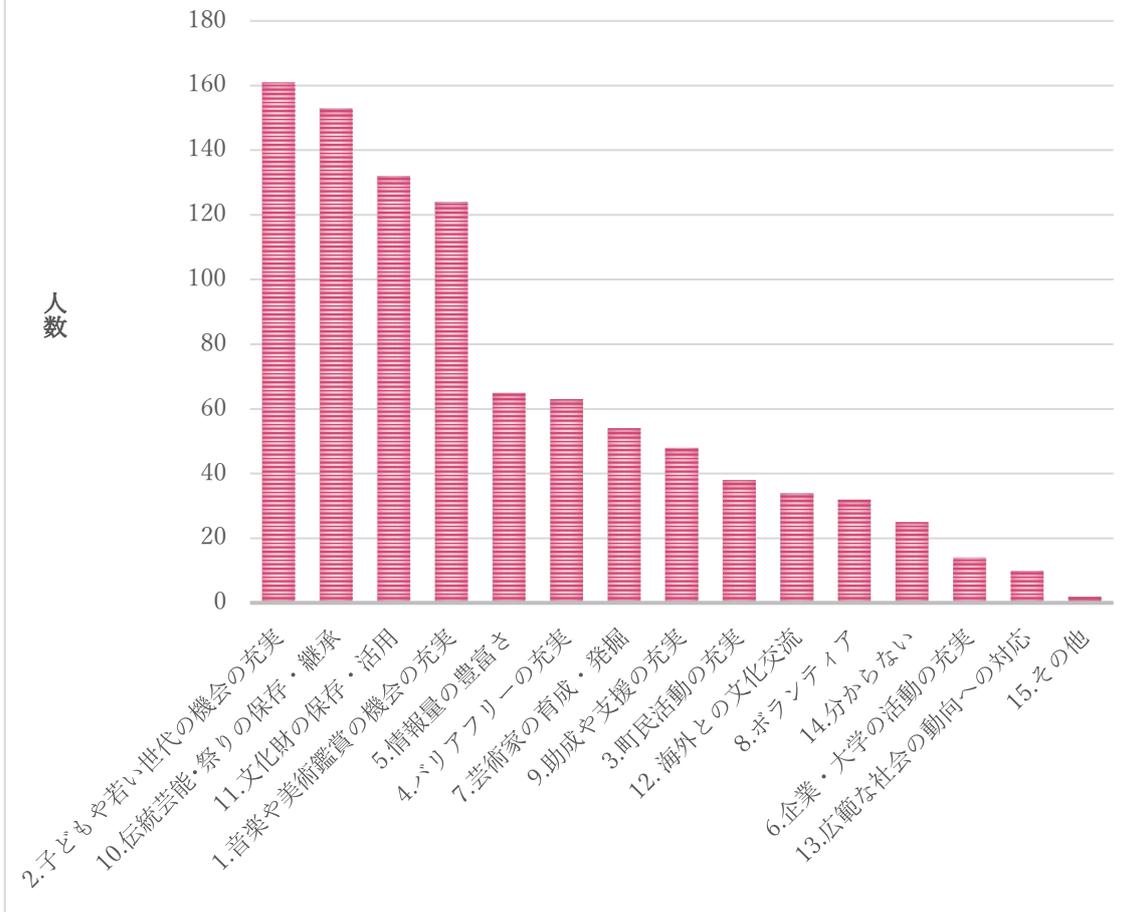


ソ) 文化芸術分野において、どのような町であることを望みますか (5つまで複数回答可)

1. 音楽や美術などの文化芸術を鑑賞する催しが数多く開かれている
2. 子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める催しが数多く開かれている
3. 町民の文化芸術活動が活発で、発表の場も多い
4. バリアフリーで文化芸術に触れやすい、文化芸術を鑑賞・活動する施設が整っている
5. 文化芸術の催しや活動団体等の情報が豊富である
6. 文化芸術における企業・大学の活動が盛んである
7. 多くの芸術家が内子町を中心に活躍している
8. 文化施設や文化芸術の催しにおいてボランティアが活発に活動している
9. 文化芸術団体の活動に対する助成や支援が充実している
10. 地域の伝統芸能・祭りなどがしっかりと保存・継承されている
11. 歴史的価値のある文化財がしっかりと保存・活用されている
12. 国内外との文化芸術交流が盛んである
13. オリンピック・パラリンピックなど、広範な社会の動向に対応している
14. 分からない
15. その他



町に望む文化芸術の姿 全体



夕) 具体的に、町に望むこと (自由記述)

■内子座

- お茶、水など水分補給を内子座内でOKにしてほしい。
→開け閉め可能なフタ付き飲み物(ペットボトル等)は許可しています。
- 内子座の使い方をもっと大事にして欲しい。香川県の金丸座までは行かないとしても、誰でもどんなイベントにも貸していると内子座の価値が下がってしまう気がします。
→内子座は、町民に使用され、愛されてきた活きた芝居小屋です。世代を問わず、誰でも使えるところに価値があるとして、町民に今日まで愛されてきています。
- 内子座の活用を固定化せず、多岐にわたって利用できたら良い。
- 内子座という素敵な場所があるので歌舞伎など有名な人達を年に1度のペースでもよいのでよんで欲しいです。中村屋が好きなので呼んで欲しいです。
- 内子座の駐車場は狭いので、物を見に行こうと思っても、なかなか思いつきが悪い。
→公演の際、駐車場として、内子分庁及び内子自治センター、場合によっては内子小学校をお借りしています。
- 内子座、鑑賞催し当日観光客ができないと思って帰る方が有ります。
→見学ができるかどうかは内子座ホームページで確認できます。
- 催しによりますが柙席長時間しんどいです。
→内子座改修の際、快適にお過ごしいただけるよう方法を検討します。
- 本庁が内子で中心が内子町に、共生館・小田のスバルのような所が欲しいという町民の声をよく聞きます。
- 個人的に内子座で歌舞伎を見たい(市川海老蔵)
- 内子座や町並みでの映画やTVドラマ等の撮影があると参加はしなくても、あとで作品を見たときにうれしくなります。作品を見たことで、内子を訪れてくれる人がたくさん増えるといいと思います。

■スバル

- スバルの利用を待っています。
- 文化施設の活用の仕方
- スバルのようにすばらしい建物があるにもかかわらず、町民が利用するのは講演会など関心の低い(?)敷居の高いものが多いので、もっといろいろな事を催して欲しい。
- 立派な文化交流スバルがあるのだから鑑賞できる機会を増やして欲しい

- スバルの音響設備はすばらしいと思います。多くのコンサート(ピアノ・バイオリン・音楽団)を企画して欲しいです。

■町並保存地区

- 八日市護国地区の建築物や上芳我などは素晴らしいとおもいますが、側面や一歩歩道へ入った場所などは少し景観が違う気がして残念だと思いました。

■情報発信

- 内子座などでのイベント・コンサート、舞台など町外の方が知らないことが多いので、内子町の公式SNS等で若い世代にもPRしてほしい。
- 特に内子座での公演はどんなものであれ見に行く様になっています。町民先行などは早めに広報で知れたら良いと思います。又、公演のポスターをもっと色々な所に貼って欲しいです。
- 催し物（内子座など）の情報をもっと発信してはどうでしょう。入場者の少ない催し物は出演してくださる方にも失礼。
- 若い世代にも楽しめる催し等をして、SNS等により内子町を知ってもらい、内子から発信する催し事が出来れば良いと思います。
- 情報化社会ではありますが、多くの情報=行動ではなく消費者は選択肢が増え競争率が高くなっています。地域の個性を活かして地域と連携した企画で強く、広く告知アピールしていくことが必要ではないか？
- 広報紙があるなら町内全戸に配布してほしい。
- 防災無線機の事はどうなっているのか。役場の放送は全然聞こえない。申し込みはしているが長い。どうなっているのか。黒内坊の信号機は感知式でいいのではないか？

■商店街のこと

- 内子町内の商店街を町並保存地区のように歩いて魅力のある場所にして欲しい。
- お店を増やしてほしい

■スポーツ分野

- スポーツ（マラソン大会）も行って欲しい。
- サッカーやラグビーの大会、プロチームの合宿）。運動公園の人工芝の張替え。

■町の実施する文化事業

- 舞台のある施設については、定期的にできるだけ自由に発表できる雰囲気を作っては？（ブロードウェイの小屋のように）美術等については、できるだけ展示会場を一箇所に絞り、年間スケジュールで見てもらおうほうが良いと思う。
- ロケ地等で誘致、もっと全国にアピールを。
- 若者向けの音楽イベントやお笑いライブ、子ども向けの知育イベントや国際イベントなど今までなかったような催し物があると、もっと出かけてみたい気持ちが高まります。
- 季節ごとの催し物などをもっと増やして欲しい。自然のものを使用した展覧会や個展などを開催して欲しい。
- 芸術家や魅力的な文化芸術イベントの誘致に力を入れてほしい。町民参加型イベントを開催してほしい。町外を巻き込む工夫をしてほしい。
- 若者は金、時間、気力がないことを念頭においてほしい。
- 子どもや若い世代が楽しめるコンサートや催しがあるといい。
- 若い世代が内子町に来るようなイベントが多くなればいい。
- 若い人が興味を持つイベントをもっと開催してほしい。
- 冬に楽しめる芸能発表をしてほしい
- 地元の美術品の鑑賞などの展示会
- 道後温泉アートのように有名芸術家とコラボレーションした町並みや内子座を見たい
- もっと若い人が参加できるような催しがあるといいです。なおかつ参加料を安くしてほしい
- 地域の活性化になるような活動をして欲しい。
- プロの和太鼓集団T A Oの公演がすばらしかった。是非また見たい。
- 以前行われていた切り絵アートのプロジェクションマッピングや今話題のチームラボとのコラボなど、SNSを利用する人向けのイベントがあるといいのではないか。
- 町全体の触れ合う場所がほしいです。例えば歌とか体験したおもしろいお話等聞き、笑うのが一番楽しい時間です。
- 一流の文化に触れる機会が少ない。都会との格差は大きくなっていく一方である。普段の生活の中で気軽に一流の文化に触れられる環境を整えてほしい。
- 子ども向けの映画や演劇、演奏会などがあると、その施設に行きやすくなるのではないのでしょうか？
- 有名人を呼んで欲しい

- 内子は、文化行事や見てまわるところが点在している。少し悪く言えば、とっちらかっている感じがする。ポスターなりのぼりなり、点を線でつなげるような、一目で印象づけられるようなものがあれば内子ならではの文化芸術に触れやすくなると思います。
- 若い人に向けた祭り。ドイツフェスタも行きたかったのですが土曜日が仕事でいけなかったのが、大変だと思いますが、土日の2日間体制でお願いします。
- 旧内子町に比べて他の地域にもっと力を入れて欲しい（さびれてしまっている）。
- 舞踊と違い内子町民の健康増進への士気を高めるために内子町独自の音楽に合わせた体操が創造できればいいと思います。

■ 町民の文化芸術活動

- 活動が年々小規模になってきている。もう少し自治体が助成すれば活発になる気がする。
- 一部の人、一部の地区だけの活動・助成にならない。町全体、町民全員のために必要な事、費用の支出を求む。
- 内子町の自然を活かしたアート活動をしています。それを公開できる場所を提供して欲しい。
- 町としても何かと幅広く活動されていると思います。今後とも更なる町民への活動をお願いいたします。
- ドイツとの交流は本当に必要か？それにかかる費用をもっと生活（荒れた公園などの手入れ整備）の充実や教育の質の向上に充てて欲しい。個人の努力で伝統的な景観（棚田）を守っている方への町としてのサポートを行う必要もあると思う。
- 地域の文化や伝統工芸を育成する支援、地域の人材・資源にのみ依存するのではなく広く公募したり、地域外からも導入したりすることも必要。祭りの行事だけでなく、長期的な視野にたった取り組みが求められる。
- 若者が活動出来る場がほしい。
- 町民の文化芸術への参加、町行政は文化芸術への助成を支援する。町民が文化芸術に参加しやすい環境作りをしていただきたい。

■ 交通

- 文化財や名所など多くの見所がある町だと思いますが、駐車スペースが少ない等の障害があり行きづらいところもあります。イベント時は臨時の手段を用意する等機関の充実が必要だと思います。
- イベント関係時の交通の便を整えてほしい

- 交通手段を増やして欲しい。
- 路上駐車0に（子どもの通学路が危険。観光客にもイメージが悪い）。
- J R内子駅前・周辺が寂しい。
- 内子の町並み、小田の桜や木などの風景、良い所が沢山あるのにあまり知られていないと思う。交通が整っていない。小田の方は観光バスなどもっと増やして、お年寄りでも行きやすい場所にすると町内外から人が集まると思う。

■文化財・遺跡

- 昔県内でも結構有名であった大久喜銅山の資料等が残っていないのが残念である。これから若者がこの町でしか得られない魅力的な町でありたいと望む。
- 昨年、関東からの知人と町内観光案内。内子座・町並み等に比べ、歴史民族資料館にはがっかり。資料館としては物足りない。なっていない。古民部、農具、焼き物など町民に提供してもらい金をかけなくても集めることができるはず。70歳前後、終活ブームで古いものを廃棄している方も多いと聞きます。民具農具等知っている方も少なくなっています。西予市等他の資料館参考にされたいと思う。新町通りの建物を使用。
- 地域の伝統行事を継承するためには是非とも早急に検討していただきたい。少子化のため、児童を中心の「獅子舞」が一枚のみでは難しく、他校児童に協力を要請したい時、催しが平日の場合、欠席扱いの是非を。
- 昔からある祭りや文化財、伝統工芸などを大切に、継承しつつ、古いもので終わるのではなく、更に新しいことを取り入れ魅力ある町になったらいいと思う。

■高齢化

- 自分なりに優先順位をつけて参加しています。高齢者には身近であることが一番です。
- 人口が年々減っている所以少人数でも活動的な行動ができて意義ある会にしてもらいたい。まず高齢者の体力づくりです。
- 現在は年齢と共に知り合いも少なくなったので、文化芸術的な場所にはあまり行かなくなった。

■行政関係

- 広報紙があるなら町内全戸に配布してほしい。
- 防災無線機の事はどうなっているのか。役場の放送は全然聞こえない。申しこみはしているが長い。どうなっているのか。黒内坊の信号機は感知式でいいのではないか？
- 小田高校の存続です。
- 空きや、空き地の利用（若い世代が住みやすいようにリフォーム賃貸する。
- 子ども達が元気で生き生きと育て欲しい。その為に町全体で子育てをする環境を作り努めてほしい。静かな穏やかな町づくり
- 黒内坊の信号機は感知式でいいのではないか

■当計画について

- 全国的に文化で有名な町等への視察に行き成功の鍵は何か、こういった取り組みを行っているかを参考にする。
- 今は学生なので特別な希望はありませんが、担当者の皆様の思いは伝わりました。今後ともよろしくお願いします。
- 内子町は昔より文化芸術の多い町であると思います。いつまでも活動が続きますようによろしく期待しております。
- アンケートの集計結果がどのようになるかは分かりませんが、私のように文化芸術に消極的な方が、魅力的だなあと感じられるような基本計画の策定、今後の取り組みを期待しています。
- 趣味的な領域から脱し、質の高いものを求めます。計画お疲れ様です。がんばってください。
- 文化芸術の振興には、長い時間を要する。人材育成も含め、じっくりと育てほしい。
- 芸術にあふれる町になるといいです。力を入れているところはわかるものです。
- 高齢化社会、人口の減少の助けとなる。文化芸術が推進できますように。
- 仕事が忙しい、若い者にいろいろな役が当てられており、文化芸術どころではない。

たくさんのご希望やご提言をいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見は、内容に応じて担当課に情報共有させていただいています。今後、本計画策定や各施設における事業計画に考慮させていただきます。

(4) 内子町文化創造事業実行委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 内子町は、町並保存の取り組みを契機として、長年にわたり歴史と文化を大切にしまちづくりを進めている。これらの取り組みを更に持続・発展させるため、国指定重要文化財である「内子座」を中心に、伝統芸能をはじめとする多彩な公演を開催するとともに、町民と行政が協働して企画・運営を行い、文化芸術の振興および町内文化力の向上、地域の活性化を図る。合わせて、事業を通じた国内外の人々との交流・協働により、地域に伝わる貴重な文化資源の発掘、更には新たな創造・発展を目指し、その魅力発信を通して観光振興や地方創生に寄与することを目的に、「内子町文化創造事業」(以下「本事業」という。)を実施する。また本事業を推進するため、「内子町文化創造事業実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 内子町文化創造事業の企画、実施および広報
- (2) その他、実行委員会も目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町内関係団体の代表等
- (2) 町職員
- (3) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 2人
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、調査上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(企画・検討部会の設置)

第7条 委員会に、本事業の実施に向け、町職員等による企画・検討部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町並・地域振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(5) 策定の経緯

年月日	会議等
2019年3月4日	第1回 職員企画・検討部会
2019年4月24日	第2回 職員企画・検討部会
2019年5月16日	第1回 内子町文化創造事業実行委員会
2019年5月24日～ 6月30日	文化芸術に関する町民アンケートの実施
2019年8月26日	第1回 文化芸術を考える町民ワークショップ
2019年9月4日	第2回 文化芸術を考える町民ワークショップ
2019年9月13日	第3回 文化芸術を考える町民ワークショップ
2019年9月13日	第2回 内子町文化創造事業実行委員会
2019年11月21日	第3回 内子町文化創造事業実行委員会
2019年12月26日	第4回 内子町文化創造事業実行委員会
2020年1月6日～ 1月27日	パブリックコメントの実施
2020年2月19日	内子町教育委員会定例会
2020年2月21日	内子町議会 全員協議会
2020年2月27日	第5回 内子町文化創造事業実行委員会
2020年3月	公表

(6) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を活かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

地方文化芸術推進基本計画

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第23条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び

第 37 条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め,又はこれを変更しようとするときは,あらかじめ,当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第 3 章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第 8 条 国は,文学,音楽,美術,写真,演劇,舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため,これらの芸術の公演,展示等への支援,これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援,これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援,芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第 9 条 国は,映画,漫画,アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため,メディア芸術の制作,上映,展示等への支援,メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援,メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援,芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第 10 条 国は,雅楽,能楽,文楽,歌舞伎,組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため,伝統芸能の公演,これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第 11 条 国は,講談,落語,浪曲,漫談,漫才,歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため,これらの芸能の公演,これに用いられた物品の保存等への支援,これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第 12 条 国は,生活文化(茶道,華道,書道,食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに,国民娯楽(囲碁,将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため,これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第 13 条 国は,有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため,文化財等に関し,修復,防災対策,公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第 14 条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第 15 条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第 16 条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化芸術に係る教育研究機関等の整備等

第 17 条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第 18 条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第 19 条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第 20 条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動

向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 22 条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第 23 条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第 24 条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第 25 条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第 26 条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第 27 条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第 28 条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取り組みを行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第 29 条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第 29 条の 2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第 30 条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取り組みを促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第 31 条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第 32 条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第 33 条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第 34 条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第 35 条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第 4 章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第 36 条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水

産省,経済産業省,国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第 37 条 都道府県及び市町村に,地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため,条例で定めるところにより,審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則 (平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号) 抄

施行期日

1 この法律は,公布の日から施行する。

附則 (平成 29 年 6 月 23 日法律第 73 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は,公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第 2 条 政府は,文化芸術に関する施策を総合的に推進するため,文化庁の機能の拡充等について,その行政組織の在り方を含め検討を加え,その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内子町文化芸術推進基本計画

令和2年2月

発行 愛媛県内子町



【発行】

〒791-3392 愛媛県喜多郡内子町内子 1515

内子町役場 町並・地域振興課

TEL0893-44-2118/FAX0893-44-2157

URL <https://www.town.uchiko.ehime.jp/>

